

官報

号外 昭和二十七年七月二十九日

第十三回 衆議院會議録第六十八号

昭和二十七年七月二十九日(火曜日)
議事日程 第六十七号

午前十時開議

第一 輸出取引法案(内閣提出、参議院回付)

第二 特定中小企業の安定に関する臨時措置法案(本院提出、参議院回付)

第三 電源開発促進法案(本院提出、参議院回付)

第四 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第五 日本電信電話公社法施行法案(内閣提出、参議院回付)

第六 国際電信電話株式会社法案(内閣提出、参議院回付)

第七 事業者団体法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第九 労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第十 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第十一 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第十二 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第十三 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第十四 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第十五 法制局設置法案(内閣提出、参議院回付)

第十六 調達庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第十七 法務府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第十八 自治庁設置法案(内閣提出、参議院回付)

第十九 自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

第二十 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第二十一 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第二十二 昭和二十七年年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

第二十三 通商産業省設置法案(内閣提出、参議院回付)

第二十四 通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

第二十五 工業技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第二十六 農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第二十七 経済審議庁設置法案(内閣提出、参議院回付)

第二十八 経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

第二十九 資源調査会設置法案(内閣提出、参議院回付)

第三十 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三十一 大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

係法令の整理に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三十二 保安庁法案(内閣提出、参議院回付)

第三十三 海上公安局法案(内閣提出、参議院回付)

第三十四 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三十五 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三十六 国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三十七 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三十八 地方制度調査会設置法案(内閣提出、参議院回付)

第三十九 義務教育費国庫負担法案(本院提出、参議院回付)

第四十 臨時石炭鉱害復旧法案(内閣提出、参議院回付)

第四十一 産業教育振興法の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

第四十二 日本赤十字社法案(本院提出、参議院回付)

第四十三 未復員者給與法等の一部を改正する法律案(参議院提出)

第四十四 教育委員会法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四十五 教育委員会の委員の選挙の期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

●本日の會議に付した事件

日程第二十三 通商産業省設置法案(内閣提出、参議院回付)

日程第二十四 通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第二十六 農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第三十 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第三十一 大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第三十二 保安庁法案(内閣提出、参議院回付)

日程第三十三 海上公安局法案(内閣提出、参議院回付)

日程第三十四 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第三十六 国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第三十七 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第四十三 未復員者給與法等の一部を改正する法律案(参議院提出)

日程第四十三 未復員者給與法等の一部を改正する法律案(参議院提出)

昭和二十七年七月二十九日 衆議院會議録第六十八号 通商産業省設置法案(参議院回付)外九件

午前十一時十四分開議

○副議長(若本信行君) これより本会議を開きます。

一括上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(若本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

第二十三 通商産業省設置法案(内閣提出、参議院回付)

第二十四 通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

第二十六 農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三十 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三十一 大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三十二 保安庁法案(内閣提出、参議院回付)

第三十三 海上公安局法案(内閣提出、参議院回付)

第三十四 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三十六 国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三十七 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○山本猛夫君 議事日程順序変更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、日程第二十三、第二十四、第二十六、第三十ないし第三十四、第三十六及び第三十七、以上の議案を繰上げ

の参議院回付案、日程第二十四、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の参議院回付案、日程第二十六、農林省設置法等の一部を改正する法律案の参議院回付案、日程第三十、大蔵省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、日程第三十一、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の参議院回付案、日程第三十二、保安庁法案の参議院回付案、日程第三十三、海上公安局法案の参議院回付案、日程第三十四、運輸省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、日程第三十六、国家行政組織法の一部を改正する法律案の参議院回付案、日程第三十七、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の参議院回付案、右十案を一括して議題といたします。

通商産業省設置法案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十五日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 林義治殿

(小字及び一は参議院修正)
通商産業省設置法案の一部を次のように修正する。

目次

第一章 総則(第一條―第四條)

第一節 内部部局(第五條―第十五條)

第二節 附屬機関(第十六條―第二十四條)

第三節 地方支分部局

第一款 通商産業局(第二十―二十五條)

第二款 鉱山保安監督部(第三十一―第三十三條)

第三章 特許庁(第三十五條―第四十六條)

第一節 総則(第三十六條・第三十七條)

第一款 総則(第三十七條・第三十八條)

第二款 内部部局(第三十九條―第四十四條)

第三款 附屬機関(第四十五條―第四十七條)

第四款 内部部局(第三十八條)

第五款 内部部局(第三十八條)

第六款 内部部局(第三十八條)

第七款 内部部局(第三十八條)

第八款 内部部局(第三十八條)

第九款 内部部局(第三十八條)

第十款 内部部局(第三十八條)

附則
(通商産業省の権限)
第四條 通商産業省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するた

め、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 通商産業省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に係る物資(電力を含む。)の生産、配給及び消費並びに貿易等に関する基本的施策につき企画立案をすること。

十四 鉱工業の科学技術に関する試験研究等を行うこと。

十五 工業標準を制定すること。

十六 輸出及び輸入を行うこと。

十七 輸出及び輸入を制限し、又は通商に関する協定又は取極の実施に關し、必要な措置をとること。

十八 貿易に係る外国為替予算案を作成すること。

十九 通商に伴う外国為替に関する取引等を禁止し、又は制限すること。

二十 輸出及び輸入に關し税関長を指揮監督すること。

二十一 輸出品の等級、標準及び包装條件を定めること。

二十二 輸出信用保険(輸出信用保険の再保険を含む。)を行うこと。

二十三 輸出貨物の鑑定及び輸出組合の組合員の遵守すべき事項を認可すること。

二十四 所掌事務に係る事業に關し、外国投資家に係る技術援助契約の締結若しくは更新又は外国投資家の株式等の取得に關し認可を與え、又は届出を受理すること。

二十五 所掌事務に係る物資に關する価格等の統制を行うこと。

二十六 所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所及びその物資の売買取引の委託を受ける商品仲買人を登録し、及びこれを監督すること。

二十七 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき許可又は認可を與えること。

二十八 所掌事務に係る國際的に供給が不足する物資等の割当を行い、又は配給を規制すること。

二十九 所掌事務に係る國際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡若しくは譲受又は引渡の制限又は禁止を命ずること。

三十 所掌事務に係る國際的に供給が不足する物資等の譲渡を命ずること。

三十一 所掌事務に係る物資の検査を行うこと。

三十二 計量器の製造の事業を許可すること。

三十三 計量士國家試験を行い、計量士を登録すること。

三十四 航空機又は航空機用機器の製造設備等又は修理設備等の検査をすること。

三十五 航空機又は航空機用機器の確認又は証明をすること。

三十六 アルコールを製造し、收納し、及び販売すること。

三十七 火薬類の製造の營業を許可すること。

三十八 鉱業権の設定等に関する出願及び鉱業権者の土地使用等を許可すること。

三十九 鉱業に關し保安上必要があるときは、鉱業を停止し、又は鉱業上使用する施設の使用の停止、改造、修理等を命ずること。

四十 電氣事業又はガス事業を許可すること。

四十一 電氣及びガスの料金その他の供給條件の設定又は変更を認可すること。

四十二 電氣事業者間の電氣の融通につき契約を認可し、及び必要な命令をし、並びに電氣の供給が不足する場合において、電氣の使用を制限すること。

四十三 電氣及びガスに関する施設を認可し、又はその保安上必要な命令をすること。

四十四 電氣工作物の検査を行い、又は電氣用品の製造を免許すること。

四十五 中小企業等の育成及び發展に関する基本的施策につき企画立案をすること。

四十六 中小企業に關係がある事項に關し、他の行政機關に對し、意見を述べること。

四十七 中小企業等の協同組合につき定款の認証等を行うこと。

四十八 商工組合中央金庫の行う金融業務を監督すること。

四十九 中小企業の経営の状況につき調査及び診斷を行い、經營の改善に関する勸告を行うこと。

五十 中小企業信用保險を行うこと。

五十一 弁理士試験を行、弁理士を登録すること。

五十二 工業所有權の出願につき決定及び査定を行うこと。

五十三 工業所有權を登録すること。

五十四 工業所有權に関する審判及び抗告審判を行うこと。

五十五 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）第三條に規定する権限

五十六 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き通商産業省に属せられた権限

五十七 通商産業大臣は、たばこ、たばこ巻紙、塩、にがり、かん水、粗製いり、脂及びいり、脂油の輸出及び輸入の基本的事項については大蔵大臣に、米麦等主要食糧、肥料及び飼料の輸出及び輸入の基本的事項については農林大臣に協議しなければならない。

五十八 行政庁は、中小企業に対する金融の基本となる方策その他中小企業に特別關係がある重要な方策を定めようとするときは、通商産業大臣にその旨を通知しなければならない。

五十九 第二章 本省

第一節 内部部局

第五條 本省に、大臣官房及び左の八局を置く。

通商局

企業局

重工業局

軽工業局

鑛務局

鑛山局

石炭局

鑛山保安局

公益事業局

中小企業局

大臣官房に調査統計部、輕工業局に化學肥料部を置く。

第六條 大臣官房に官房長並びに統計調査監一人及び鑛山保安監一人を置く。

官房長は、命を受けて大臣官房の事務（第七條第十四号から第二十号までに掲げる事務を除く。）を掌理する。

統計調査監は、命を受けて大臣官房の事務のうち、次條第十四号に掲げる事務を掌理する。

鑛山保安監は、命を受けて大臣官房の事務のうち、次條第十五号から第二十号までに掲げる事務を掌理する。

通商局、○重工業局、輕工業局及び公益事業局に次長各一人を置く。

次長は、局長を助け、局務を整理する。

（大臣官房の事務）

第七條 大臣官房においては、通商産業省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

三 大臣の官印及び省印を管掌すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 經費及び收入の予算、決算及び會計並びに會計の監査に關すること。（緊要物資輸入基金特別會計、輸出信用保險特別會計、中小企業信用保險特別會計、米國対日援助物資等處理特別會計、アルコール専売事業特別會計に關することを除く。）

六 行政財産及び物品（緊要物資輸入基金特別會計、輸出信用保險特別會計、中小企業信用保險特別會計、米國対日援助物資等處理特別會計及びアルコール専売事業特別會計に屬するものを除く。）を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。

八 こう報に關すること。

九 行政の審査を行うこと。

十 法令案の審査その他総合調整及び企画に關すること。

十一 物資（電力を含む。）の需給に關する政策及び計画その他商鑛工業に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

十二 調査一般に關すること。

十三 図書及び資料の収集、保管、編集及び刊行を行うこと。（次号に掲げるものを除く。）

十四 商鑛工業に關する統計につき、企画、普及、資料の収集、

保管、製表、解析及び編集を行うこと。(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)

十五 鉱山における人に対する危害の防止(衛生に関する通気及び災害時における救護を含む。)を図ること。

十六 鉱物資源の保護を図ること。

十七 鉱山の施設の保全を図ること。

十八 鉱害の防止を図ること。

十九 鉱山における保安技術の改善を図ること。

二十 鉱山保安に関する教育及び指導を行うこと。

二十一 前各号に掲げるものの外、通商産業省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。

2 調査統計部においては、前項第十四号に掲げる事務をつかさどる。

(通商局の事務)

第八條 通商局においては、左の事務をつかさどる。

一 通商に関する政策、計画及び手続を立案し、並びにこれらの実施の総合調整を図ること。

二 通商に関する協定又は取極の実施に関すること。

三 海外市場、内外通商事情その他通商に関する調査し、統計を作成し、及び情報を提供すること。

四 貿易に係る外国為替予算案を作成すること。

五 通商に伴う外国為替を管理すること。

六 輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。

七 通商経済上の国際協力に関する事務を総括すること。

八 輸出及び輸入に関する税関長の指揮監督に関すること。

九 通商手続を監査し、及びその励行を図ること。

十 通商に関する団体の指導及び監督を行うこと。

十一 輸出信用保険に関すること。

十二 輸出信用保険特別会計の経理を行うこと。

十三 輸出検査に関すること。

十四 前各号に掲げるものの外、通商に關し他局及び他機関の所掌に属しない事務に関すること。

(重工業局の事務)

第十條 重工業局においては、左の事務をつかさどる。

一 左に掲げる鉄鋼、機械器具等(鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関、船舶用品及び農林省が生産を所掌する農機具を除く。)の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整を図ること。

(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)

鋼材及びその半製品
合金鉄
鉄鋼製品
鉄くず
工作機械器具
精密機械器具
産業機械器具
農水産機械器具
電気機械器具及び電気用品
電気通信機械器具及び電気通信用品
自動車
自動車
自來車
産業車両
陸用内燃機関
航空機
右に掲げるものの以外の機械器具

二 鑄造品及び鍛造品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)

三 鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品の輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。

四 計量に関すること。(大臣官房及び公益事業局の所掌に係ることを除く。)

五 自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。

六 兵器等の生産等の許可に関すること。(軽工業局の所掌に係ることを除く。)

七 航空機又は航空機用機器の製造設備等又は修理設備等の検査に関すること。

八 航空機又は航空機用機器の確証又は証明に関すること。

九 重工業局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

(軽工業局の事務)

第十一條 軽工業局においては、左の事務をつかさどる。

一 左に掲げる繊維工業品、化学工業品(化学肥料、飲食品及び農薬を除く。)、雜貨工業品等の輸出、輸入、生産、流通及び消費(生糸及び繭短繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整を図ること。

綿製品
生糸、繭短繊維及び絹製品
化学纖維製品
羊毛製品
麻製品
バルブ、紙及び紙製品
ソーダ、火薬その他無機化学工業品
タール、タール系誘導品その他有機化学工業品
ゴム、ゴム製品、皮革(原皮及び原毛皮を除く。)、皮革製品及び油脂製品
陶磁器、ガラス、セメントその他窯業品
土木建築材料(木材及び石材を除く。)
木竹製品、金属製日用品及び包装材料
右に掲げるものの以外の繊維工業品

二 化学肥料(炭酸カルシウム及びカリ塩を除く。○以下同じ。の輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整を図ること。

三 工業塩及び粗製しう、腦の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

四 アルコールの専売を行うこと。

五 アルコール専売事業特別会計の経理を行うこと。

六 火薬類及び高压ガスの取締に関すること。

七 軽工業局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

2 化学肥料部においては、前項第二号に掲げる事務及び同項第七号に掲げる事務のうち、化学肥料に関するものをつかさどる。

(繊維局の事務)

第十二條 繊維局においては、左の事務をつかさどる。

一 左に掲げる繊維工業品の輸出、輸入、生産、流通及び消費(生糸及び繭短繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整を図ること。

綿製品
生糸、繭短繊維及び絹製品
化学纖維製品
羊毛製品
麻製品
バルブ、紙及び紙製品
右に掲げるものの以外の繊維工業品

二 繊維局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

(鉱山局の事務)

第十三條 鉱山局においては、左の事務をつかさどる。

昭和二十七年七月二十九日 衆議院會議録第六十八号 通商産業省設置法案(參議院回付)外九件

一 鉱業権の設定等に関する出願、登録その他鉱山に関すること。(大臣官房の所掌に係ることを除く。)

二 左に掲げる鉱物、金属等の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業事業用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整を図ること。(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)

三 鉱物(石炭及び亜炭を除く。)の埋蔵量の調査に関すること。

四 鉱山局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。(石炭局の事務)

第十三條 石炭局においては、左の事務をつかさどる。

一 石炭の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)

二 亜炭並びに石炭及び亜炭の乾り、品及び加工品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)

三 石炭局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

四 新炭鉱及び新坑の開発、炭田開発並びに石炭及び亜炭の埋蔵量の調査に関すること。

五 石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の復旧に関すること。

六 特別鉱害復旧特別会計の經理を行うこと。

(鉱山保安局の事務)

第十五條 鉱山保安局においては、左の事務をつかさどる。

一 鉱山における人に対する危害の防止(衛生に関する通気及び災害時における救護を含む。)を図ること。

二 鉱物資源の保護を図ること。

三 鉱山の施設の保全を図ること。

四 鉱害の防止を図ること。

五 鉱山における保安技術の改善を図ること。

六 鉱山保安に関する教育及び指導を行うこと。

(公益事業局の事務)

第十四條 公益事業局においては、左の事務をつかさどる。

一 電気及びガスの料金その他の供給條件に関すること。

二 電気事業及びガス事業の經理及び会計の監督に関すること。

三 電気事業及びガス事業の運営を調整すること。

四 電気及びガスに関する施設、電気用品並びに電気工事業に関する監督その他電気及びガスの保安に関すること。

五 発電水力の調査及び調整を行い、並びに電源の開発その他電気に関する施設の建設を推進すること。

六 電気の需給を調整し、及び電気の使用の合理化を図ること。

七 電気の計量に関すること。(大臣官房の所掌に係ることを除く。)

八 公益事業局の所掌に係る事業の発達及び改善を図ること。

(中小企業局の事務)

第十五條 中小企業局においては、左の事務をつかさどる。

一 中小企業等協同組合に関すること。

二 中小企業の診断及び指導に関すること。

三 中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。

四 中小企業に対する資金の融通を、あつ、旋すること。

五 中小企業信用保険に関すること。

六 中小企業信用保険特別会計の經理を行うこと。

七 商工組合中央金庫に関すること。

八 中小企業に有益な技術、経営方法等を奨励すること。

九 中小企業に対する金融制度その他中小企業に関係がある経済問題に関し、調査研究すること。

十 中小企業に係る製品又はその製法等を展示紹介すること。

十一 前各号に掲げるものの外、中小企業の振興及び指導に関すること。

第二節 附屬機關

(工業技術院)

第十六條 本省に附屬機關として、工業技術院を置く。

第十七條 工業技術院は、鉱工業の科学技術に関する試験研究等を行う機關とする。

2 工業技術院は、東京都に置く。

3 工業技術院の組織及び所掌事務は、工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の定めるところによる。

(その他の附屬機關)

第十八條 前條及び第二十四條に規定するものの外、本省に左の附屬機關を置く。

工業品検査所

繊維製品検査所

計量教習所

鉱務監督官研修所

保安技術講習所

(工業品検査所)

第十九條 工業品検査所は、鉄、鋼材(その半製品を含む)、鉄鋼製品、非鉄金属、非鉄金属製品、通商産業省がその生産を所掌する機械器具、日用品及び化学工業品(国内向の肥料用のものを除く。)並びに試験の検査を行う機關とする。

2 工業品検査所は、東京都に置く。

(繊維製品検査所)

第二十條 繊維製品検査所は、通商産業省がその生産を所掌する繊維製品の検査を行う機關とする。

2 繊維製品検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
京都繊維製品検査所	京都市
横浜繊維製品検査所	横浜市
神戸繊維製品検査所	神戸市
名古屋繊維製品検査所	名古屋市
福井繊維製品検査所	福井市
金沢繊維製品検査所	金沢市

(検査所の支所、出張所等)

第二十一條 通商産業大臣は、検査所の事務を分掌させるため、所要の地に支所又は出張所を設置することができる。

2 検査所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。

(計量教習所)

第二十二條 計量教習所については、計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の定めるところによる。

(鉱務監督官研修所及び保安技術講習所)

第二十三條 鉱務監督官研修所及び保安技術講習所については、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の定めるところによる。

(その他の附屬機關)

第二十四條 左の表の上欄に掲げる機關は、本省の附屬機關として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

昭和二十七年七月二十九日 衆議院會議録第六十八号 通商産業省設置法案(參議院回付)外九件

一三四六

種 類	目 的
顧問會議	通商産業に關する重要事項を調査審議すること。
物資供給調整審議會	關係各大臣の諮問に應じ、國際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時措置に關し、必要な報告及び建議をすること。
鉱山保安試験審査會	鉱山保安技術職員の國家試験を行い、及びその資格に關する事項を調査審議すること。
中央鉱山保安協議會	鉱山の保安に關する重要事項を調査審議すること。
輸出入協議會	輸出振興並びに輸入物資の買付及び配分に關する重要事項を調査審議すること。
輸出取引登録會	輸出取引に關する重要事項を調査審議すること。
輸出検査審議會	輸出品の等級、標準及び包装條件その他輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。
輸出信用保險審議會	輸出信用保險に關する重要事項を調査審議すること。
商品取引所審議會	關係各大臣の諮問に應じ、商品取引所に關する重要事項を調査審議すること。
産業合理化審議會	産業合理化に關する重要事項を調査審議すること。
工業生産技術審議會	工業における生産技術の向上及び製品品質の改善に關する事項を調査審議すること。
電気自動車充電技術者資格検定審議會	電気自動車の充電技術者の資格の検定を行い、及びその資格に關する事項を調査審議すること。
高圧ガス保安審議會	高圧ガス作業主任者國家試験その他高圧ガスの保安に關する重要事項を調査審議すること。
計量行政審議會	計量に關する重要事項を調査審議すること。
航空機生産審議會	航空機及びその関連機器の生産に關する重要事項を調査審議すること。
競輪運営審議會	自転車競走場の設置の許可その他自転車競走の運営に關する重要事項を調査審議すること。

高圧ガス保安審議會	高圧ガス作業主任者國家試験その他高圧ガスの保安に關する重要事項を調査審議すること。
地下資源開発審議會	地下資源〇〇の開發に關する重要事項を調査審議すること。
石油及び可燃性天然ガス資源の開発に關する重要事項を調査審議すること。	石油及び可燃性天然ガス資源の開発に關する重要事項を調査審議すること。
電気事業主任技術者資格検定審議會	電気事業主任技術者の資格の検定を行い、及びその資格に關する事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

第一款 通商産業局

(通商産業局)

第二十五條 本省に、地方支分部局として、通商産業局を置く。

(所掌事務)

第二十六條 通商産業局は、本省及び外局の事務(第七條第十五号から第二十号までに掲げる事務を除く。)のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一 輸出入及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。

二 輸入に關する事業を行うこと。

三 通商に伴う外國為替の管理に關すること。

四 輸出信用保險に關すること。

五 調査及び統計に關すること。

六 所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

七 所掌に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌通商産業局	札幌市	北海道
仙台通商産業局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京通商産業局	東京都	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
名古屋通商産業局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県
大阪通商産業局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県

設することを目的とする商品取引所に關する調整を図ること。

八 所掌に係る事業の賠償に關すること。

九 所掌に係る物資の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十 自転車競走及び小型自動車競走の施行に關すること。

十一 アルコールの専売を行うこと。

十二 鉱業権の設定等に關する出願及び登録その他鉱山に關すること。

十三 電気事業及びガス事業の運営を調整し、並びにその発達及び改善を図ること。

十四 電気及びガスに關する施設、電気用品並びに電気工業に關する監督その他電気及びガスの保安に關すること。

十五 発電水力の調査及び調整を行うこと。

十六 電気の需給を調整し、及び電気の使用の合理化を図ること。

十七 中小企業の振興及び指導を行うこと。

十八 中小企業信用保險に關すること。

十九 鉱工業の科学技術に關する試験研究を振興し、及びその成果の普及を図ること。

二十 工業標準の普及を図ること。

二十一 發明、実用新案、意匠及び商標の指導奨励を行うこと。

(名称、位置及び管轄区域)

第二十七條 通商産業局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

広島通商産業局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国通商産業局	丸亀市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡通商産業局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2 通商に関しては、前項の規定にかかわらず、関門港は、福岡通商産業局の管轄区域とする。

3 石炭の生産その他石炭鉱業に関しては、第一項の規定にかかわらず、福島県は、東京通商産業局の管轄区域とする。但し、鉱業権の設定、変更（試掘権の存続期間の延長を含む）及び消滅並びに鉱業権並びにこれを目的とする租鉱権及び抵当権に関する登録については、この限りでない。

4 鉱業の区域が二以上の通商産業局の区域にわたるとき、又は通商産業局の管轄区域の境界が明確でないため鉱業の管轄について疑を生じたときは、通商産業大臣が管轄通商産業局を指定する。

5 前条第十三号から第十六号までに掲げる事務（電気に関するものに限る。）について特に必要があるときは、通商産業省令で第一項に定める管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。

6 通商産業大臣は、必要があるときは、第一項に定める管轄区域を、臨時に変更することができる。

(内部部局)

第二十八條 通商産業局に、左の四部を置く。但し、必要に応じて通

商産業大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができる。

総務部
商工部
鉱山部
公益事業部

2 前項の部の外、札幌通商産業局に石炭部を、大阪通商産業局に通商部を、福岡通商産業局に石炭部及び鉱害部を置く。

3 前二項に定めるものの外、通商産業局の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。

(附属機関)

第二十九條 通商産業局に、附属機関として、地方鉱害賠償基準協議会を置く。

2 地方鉱害賠償基準協議会については、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の定めるところによる。

(支局等)

第三十條 通商産業大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に、支局、通商事務所、アルコール事務所、石炭事務所及び工場を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第二款 鉱山保安監督部

第三十一條 通商産業局に、鉱山保安監督部を附置する。

2 鉱山保安監督部は、（鉱山保安局の所掌）事務のうち、第七條第十五号から第二十号までに掲げる事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十二條 鉱山保安監督部の位置及び管轄区域は、その附置された通商産業局の位置及び管轄区域とし、その名称は、通商産業大臣が定める。

(内部部局及び附属機関)

第三十三條 鉱山保安監督部の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。

2 鉱山保安監督部に、附属機関として、地方鉱山保安協議会を置く。

3 地方鉱山保安協議会については、鉱山保安法の定めるところによる。

(支部)

第三十四條 通商産業大臣は、鉱山保安監督部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に鉱山保安監督部の支部を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第三章 特許庁

第三十五條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて通商産業省

に置かれる外局は、特許庁〇〇とす
中小企業庁

第一節 特許庁

(任務及び長)

第三十六條 特許庁は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する事務を行うことを主たる任務とする。

2 特許庁の長は、特許庁長官とする。

(権限)

第三十七條 特許庁は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第五十号から第五十三号までに掲げる権限を行使する。

第二節 内部部局

(内部部局)

第三十八條 特許庁に、長官官房及び左の四部を置く。

総務部

審査第一部

審査第二部

審判部

(長官官房の事務)

第三十九條 長官官房においては、特許庁の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。
二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに厚生、教養及び訓練に関すること。
三 長官の官印及び庁印を管掌すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
五 会計及び会計の監査に関すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 行政の考査を行うこと。

八 前各号に掲げるものの外、特許庁の所掌事務で他部及び万国工業所有権資料館の所掌に属しない事務に関すること。

(総務部の事務)

第四十條 総務部においては、特許庁の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 発明、実用新案、意匠及び商標に関する指導及び奨励を行うこと。

二 調査及び統計に関すること。

三 公報その他の資料を収集し、編集し、及び刊行すること。

四 弁理士に関すること。

五 特許権の存続期間の延長その他工業所有権に関すること。

(他部の所掌に係ることを除く。)

六 工業所有権に関し、外国と連絡すること。

(審査第一部の事務)

第四十一條 審査第一部においては、左の事務をつかさどる。
一 工業所有権に関する出願書類の方式審査、分類、整理、保管その他出願に関すること。
二 工業所有権の原簿登録、特許証及び登録証の下附、特許料及び登録料の収入その他登録に関すること。

昭和二十七年七月二十九日 衆議院會議録第六十八号 通商産業省設置法案(參議院回付)外九件

三 意匠及び商標を審査すること。

(審査第二部の事務)

第四十二條 審査第二部においては、農林畜水産物、鉱物その他の資源の採取、加工、動力の利用、運輸、通信、建設、生活用品等に関する発明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。

(審判部の事務)

第四十三條 審判部においては、工業所有権に関する審判及び抗告審判に関する事務をつかさどる。

第三節 附屬機関

(万国工業所有権資料館)

第四十四條 第四十六條に規定するものの外、特許庁に、附屬機関として、万国工業所有権資料館を置く。

第四十五條 万国工業所有権資料館は、左の事務をつかさどる機関とする。

一 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及び図形を収集し、陳列し、及びこれらを閲覧させ、又は複製させること。

二 審査、審判及び抗告審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、保管し、及びこれらを閲覧させること。

2 万国工業所有権資料館は、東京に置く。

3 万国工業所有権資料館の内部組織は、通商産業省令で定める。(その他の附屬機関)

第四十六條 左の表の上欄に掲げる

機関は、特許庁の附屬機関として置かれるものとし、その目的は、

種 類	目 的
発明奨励審議会	発明、実用新案又は意匠の奨励に関する事項を調査審議すること。
弁理士懲戒審議会	弁理士の懲戒に関し議決すること。
弁理士試験審査会	弁理士試験を行うこと。
特許補償等審査会	特許権の收用等による補償金等の額を議決し、及び特許権の存続期間の延長の出願を審査すること。
工業所有権制度改正審議会	通商産業大臣の諮問に応じ、工業所有権制度の改正に関する重要事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基づく命令を含む)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第二章 中小企業庁

第四十八條 中小企業庁の組織、所掌事務及び権限は、中小企業庁設置法の定めるところによる。

第四章 職員

第四十七條 通商産業省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の定めるところによる。

(定員)
第四十八條 通商産業省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

て国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十五日

參議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 林 義典

(小字及び一は參議院修正)

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の一部を次のように修正する。

(中小企業庁設置法の改正)

第一條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條 第一項に次の一号を加える。

十 特定中小企業の安定に関する臨時措置法(昭和二十七年法律第 号)の施行に関すること。

第五條を次のように改める。

(附屬機関)

第五條 中小企業庁に附屬機関として、中小企業安定審議会を置く。

2 中小企業安定審議会については、特定中小企業の安定に関する臨時措置法の定めるところによる。

(鉱山保安法の改正)

第一條 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十二條の見出しを「(鉱山保安監督及び鉱山保安監督部)」に改め、同條中「通商産業省資源庁に内部部局として鉱山保安局」を「通商産業大臣官房に鉱山保安監督」に改める。

第三十四條、第四十三條及び第四十九條中「(鉱山保安局)」を「通商産業大臣官房」に改める。

第三十九條、第四十五條、第五十二條第一項及び第五十三條第一項中「通商産業省資源庁」を「通商産業省」に改める。

第五十四條第二項中「(鉱山保安局)」を「(鉱山保安監督)」に改める。

局長」を「(鉱山保安監督)」に改める。

(中小企業等協同組合法の改正)

第二條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第六條の次に次の一條を加える。

第六條の二 公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四條各号の要件を備える組合でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

第六條の二 公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四條各号の要件を備える組合でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

第六條の二 公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四條各号の要件を備える組合でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

第六條の二 公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四條各号の要件を備える組合でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

第六條の二 公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四條各号の要件を備える組合でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

第六條の二 公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四條各号の要件を備える組合でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

第六條の二 公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四條各号の要件を備える組合でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

第六條の二 公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四條各号の要件を備える組合でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

第六條の二 公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四條各号の要件を備える組合でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

第六條の二 公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四條各号の要件を備える組合でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

第六條の二 公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四條各号の要件を備える組合でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

第六條の二 公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四條各号の要件を備える組合でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

第六條の二 公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四條各号の要件を備える組合でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

第六條の二 公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四條各号の要件を備える組合でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

第六條の二 公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四條各号の要件を備える組合でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

第六條の二 公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四條各号の要件を備える組合でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

二十四年法律第百三十三号を「通商産業省設置法昭和二十七年法律第百三十三号」に改める。
(航空機製造法の改正)
第七條 航空機製造法(昭和二十七年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
附則第四項を削り、第五項を第四項とする。

(電氣事業再編成令の改正)

第四條 電氣事業再編成令(昭和二十五年政令第百四十二号)の一部を次のように改正する。
附則第十一項及び第十六項中「公益事業委員会」を「通商産業大臣」に改める。

(公益事業令の改正)

第五條 公益事業令(昭和二十五年政令第百四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 公益事業委員会(第三條―第二十五條)」を「第二章 附則」に、「第八章 異議の申立、聴聞及び訴訟(第六十條―第七十三條)」を「第八章 異議の申立及び聴聞(第六十條―第七十三條)」に改める。
第二章、第五十七條、第七十一條から第七十三條まで及び附則を除き、「公益事業委員会」及び「委員会」を「通商産業大臣」に、「委員会規則」を「通商産業省令」に改める。
第二章を次のように改める。

第二章 附則

第三條から第二十五條まで 削除
第五十七條を次のように改める。

(発電水力の調査)

第五十七條 通商産業大臣は、発電水力の開発上必要な調査を行わなければならない。

昭和二十七年七月二十九日 衆議院會議録第六十八号 通商産業省設置法案(參議院回付)外九件

「第八章 異議の申立、聴聞及び訴訟」を「第八章 異議の申立及び聴聞」に改める。
第七十一條から第七十三條までを次のように改める。
第七十一條から第七十三條まで 削除

第八十八條を次のように改める。
第八十八條 削除

附則
この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
従前の公益事業委員会の機関及び職員は、通商産業省の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
2 従前の公益事業委員会の機関及び職員は、通商産業省の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
3 この法律の施行の際現に効力を有する公益事業委員会規則は、この法律の施行後も、通商産業省令としての効力を有するものとする。
4 この法律の施行前に公益事業令第六十一條の規定による異議の申立に対し同令第六十二條第一項又は第六十九條第一項の規定による決定があつた同令又は同令に基づく命令の規定による公益事業委員会の処分に対する訴については、改正前の同令第七十一條から第七十三條までの規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、第七十二條中「委員会」とあるのは「通商産業大臣」と読み替へるものとする。

農林省設置法等の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出法案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。
昭和二十七年七月二十五日
參議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 林 義雄

(農林省設置法の一部改正)
第一條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
中(附屬機關(第六十四條、第六十五條)を次のように改める。
目次

第一章 總則(第一條―第四條)
第二章 本省
第一節 内部部局(第五條―第十二條の三)
第二節 附屬機關(第十三條―第十四條)
第三節 地方支分部局(第十五條―第十六條)
第一節 農地事務局(第三十六條―第四十一條)
第二節 統計調査事務所(第四十二條)
第三節 食糧事務所(第四十三條―第四十四條)

第四款 営林局(第四十五條―第四十七條)
第五款 営林署(第四十八條)

第三章 外局(第四十九條)
第四款 職員(第五十條、第五十一條)

附則
第四條第十三号から第十六号までを次のように改める。
十三 農林省水産業に関する総合計画についての調査及び立案に関する事務を行うこと。
十四 所掌事務に係る物資の生産、配給及び消費の基本的施策につき企画立案をすること。

十五 所掌事務に係る物資に関する価格等の統制を行うこと。
十六 主要食糧及び所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の配給を規制すること。
第四條第十六号の次に次の四号を加える。
十六の二 主要食糧の使用、加工、譲渡、譲受若しくは引渡又は所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡、譲受若しくは引渡を制限し、又は禁止すること。
十六の三 主要食糧の加工、譲渡、譲受若しくは引渡又は所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の譲渡を命ずること。

十六の四 所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備をすること。
十六の五 所掌事務に係る事業に關し、外国投資家に係る技術援助契約の締結若しくは更新又は外国投資家の株式等の取得に關し認可を與え、又は届出を受理すること。

第四條第十七号中「農業協同組合、」の下に「森林組合、」を、同條第四十六号中「貯蔵すること。」の下に「輸入のための買入及び輸出のための売渡を含む。」を加え、同條第四十七号中「価格」を「買入及び売渡の価格」に改め、同條第四十八号を次のように改める。
四十八 削除

第四條第五十四号を次のように改める。
五十四 削除

第五條第一項中「五局」を「七局」に、「農政局」を「農林経済局」に、「蚕糸局」を「食糧局」に改め、同條第二項を削る。
中(農政局に農業協同組合を、農林経済局に農業協同組合及び統計調査部に「統計調査部、研究部及び普及部を、研究部及び普及部」に改める。
第六條に次の十四項を加える。

3 農林経済局及び農地局に次長各一人、食糧局に次長二人、林野局に次長三人を置く。
4 次長は、局長を助け、局務(農林経済局の次長にあつては、第

昭和二十七年七月二十九日 衆議院會議録第六十八号 通商産業省設置法案(參議院附付)外九件

- 八條第二号、第五号及び第二十三号から第二十八号までに掲げる事務を、農地局の次長にあつては、第九條第四号、第五号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務を、食糧局の次長にあつては、第十二條の二第九号に掲げる事務を除く。)を整理する。
- 5 農林経済局に農業協同組合監及び統計調査監各一人を置く。
- 6 農業協同組合監は、命を受けて第八條第二号及び第五号に掲げる事務を掌理する。
- 7 統計調査監は、命を受けて第八條第二十三号から第二十八号までに掲げる事務を掌理する。
- 8 農地局に計画監及び建設監各一人を置く。
- 9 計画監は、命を受けて第九條第四号及び第五号に掲げる事務を掌理する。
- 10 建設監は、命を受けて第九條第十一号から第十三号までに掲げる事務を掌理する。
- 11 農業改良局に技監一人を置く。
- 12 技監は、命を受けて第十條第六号、第九号及び第十一号に掲げる事務並びに第八号及び第十三号に掲げる事務のうち農業及び農山漁家の生活に関する自然科学的試験研究に関するものを掌理する。
- 13 畜産局に競馬監一人を置く。
- 14 競馬監は、命を受けて第十一條第十一号及び第十二号に掲げる事務を掌理する。
- 15 食糧局に農産物検査監一人を置く。
- 16 農産物検査監は、命を受けて第十二條の二第九号に掲げる事務を掌理する。
- 第七條中第十二号を次のように改め、第十三号から第十七号の二までを削り、第十八号を第十三号とする。
- 十二 農林畜水産業に係る土地及び農業水利の総合計画に関する調査及び立案に関する事務を行うこと。
- 第八條(見出しを含む。)中「農政局を「農林経済局」に改め、同條第一項中第二号、第七号及び第十号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを順次一号ずつ繰り上げ、第八号中、「農機具、農薬その他の農業専用物品」を削り、「所掌する農業専用物品」を「所掌する肥料」に改め、同号を第六号とし、第九号中「農産物(蚕糸及び主要食糧を除く。）」及び農業専用物品」を「肥料」に改め、同号を第七号とし、第十一号を第八号とし、同号の次に次の二十二号を加え、同條第二項を削る。
中「第三号及び第六号を「第二号、第五号、第十号及び第十一号」に改める。
- 九 桑その他の他の青果物の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 十 農業倉庫に関すること。
- 十一 農業用小水力発電施設の助成を行うこと。
- 十二 資金に関する調整並びに農林中央金庫その他の金融業務を行う団体及びこれらの団体の行う金融業務の指導監督を行うこと。
- 十三 農林漁業資金を融通すること。
- 十四 農林漁業資金融通特別会計の経理を行うこと。
- 十五 農村負債整理に関すること。
- 十六 農林省の所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することとを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。
- 十七 〇企業の整備及び振興を図ること並びに商工業団体の指導監督を行うこと。
- 十八 農林省の所掌に係る事業の合理化に関すること。
- 十九 農林畜水産業用物資の割当又は配分に関する調整を行うこと。
- 〇農林省の所掌事務に係る
- 二十 〇外国為替予算案の作成の準備に関すること及び輸出入に関する連絡調整を行うこと。
- 二十一 輸出農林畜水産物の等級、標準及び包装条件並びに検査に関すること。
- 二十二 日本農林規格に関すること。
- 二十三 農林省の所掌事務に係る統計報告の徴収についての調整その他統計に関する総合調整を行うこと。
- 二十四 耕地面積及び農作物の作況の調査を行うこと。
- 二十五 農山漁村の統計的経済調査を行うこと。
- 二十六 前二号に掲げるものの外、農林畜水産業に関する統計を作成すること。
- 二十七 統計的調査資料に基づき、農林畜水産業に関する予測事業を行うこと。
- 二十八 農林省の所掌事務に係る圖書の収集、保管、編集及び刊行を行うこと。
- 二十九 農業(畜産業を含む。次号において同じ。)及び農民生活に関する経済学的研究の企画、実施、調査及び助成並びに関係研究機関の行う当該研究の連絡調整を行うこと。
- 三十 農業及び農民生活に関する経済学的研究についての資料を収集し、整理し、及び刊行すること。
- 第八條に次の一項を加える。
統計調査部においては、第二項第二十三号から第二十八号までに掲げる事務をつかさどる。
- 第九條第二項から第四項までを削る。
- 第十條第一項第一号から第四号までを次のように改める。
- 一 農業経営の改善を図ること。
- 二 農産物(蚕糸を除く。以下本條中同じ。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(農林経済局及び食糧局の所掌に属することを除く。)
- 三 農機具、農薬その他の農業専用物品(肥料を除く。以下本号及び次号において同じ。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関するものを除く。)
- 四 農産物及び農業専用物品の検査に関すること。(食糧局の所掌に属することを除く。)
- 第十條第一項中第四号の二及び第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。
- 五 農産物の生産の指導に關し、当該業務を行う団体を指導監督すること。
- 五の二 病虫害の防除及び輸入植物の検疫に関すること。
- 第十條第一項第七号、第十号、第十二号及び第十三号中「農民生活」を「農山漁家の生活」に、同項第九号、第十一号及び第十三号中「試験研究」を「自然科学的試験研究」に改め、同條第二項から第四項までを削る。
同條第三項中「第一項第五号、第六号」を「前項第六号」に改め、同條第三項中「農民生活」を「農山漁家の生活」に改め、同項を第三項とする。
- 第十一條第二項を削る。
- 第十二條の次に次の二條を加える。
- (食糧局の事務)
- 第十二條の二 食糧局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 主要食糧、飲食物品及び油脂の生産、流通、消費及び管

- 理に関する企画を行うこと。
- 一 主要食糧の買入及び売渡の価格の決定並びに主要食糧の価格の統制に関すること。
 - 二 主要食糧の集荷、配給、消費その他需給の調整に関すること。
 - 三 食糧品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
 - 四 主要食糧、食糧品及び油脂の輸出入の調整を行うこと。
 - 五 主要食糧の輸出入の許可等に関すること。
 - 六 主要食糧の集荷、配給、加工等の業務並びに食糧品及び油脂の生産、流通等に関する業務の発達、改善及び調整を図ること。
 - 七 主要食糧、食糧品及び油脂に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
 - 八 農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)による農産物の検査その他主要食糧、食糧品及び油脂の検査に関すること。
 - 九 主要食糧、食糧品及び油脂についての試験研究に関すること。
 - 十 食糧管理特別会計の経理を行うこと。
 - 十一 (林野局の事務)
 - 十二 林野局において、左の事務をつかさどる。

- 一 林業行政に関する企画を行うこと。
- 二 国有林野及び公有林野官行造林地の管理及び経営に関すること。
- 三 民有林野の造林及び営林に関すること。
- 四 森林治水に関すること。
- 五 保安林及び保安施設地区に関すること。
- 六 林道の造成、復旧等を行い、及び林道に関する指導助成を行うこと。
- 七 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 八 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の検査に関すること。
- 九 国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に関すること。
- 十 立木の取得、加工及び処分に関すること。
- 十一 森林組合その他林業、林産物及び加工炭に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
- 十二 森林病害虫の防除に関すること。
- 十三 森林火災国営保険に関すること。
- 十四 野生鳥獣の保護繁殖を図り、狩猟の取締を行うこと。

- 十五 林業に関する試験研究及び調査を企画し、関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を図り、並びに林業技術の改良、発達及び普及を図ること。
- 十六 森林火災保険特別会計及び国有林野事業特別会計の経理を行うこと。
- 五 「中国四国農業試験場」を「中国四国農業試験場(兵庫県)」とし、「家畜衛生試験場」を「家畜衛生試験場(香川県)」とし、「種畜牧場」を「種畜牧場」に改め、食糧管理講習所に改め、食糧講習所とする。
- 十六 第六條及び第十七條を削り、第十八條を第十六條とし、第十九條及び第二十條を削り、第二十一條を第十七條とし、第二十二條を第十八條とし、同條の次に次の二條を加える。
- (食糧研究所)
- 第十九條 食糧研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。
- 一 食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に関する試験研究及び調査
- 二 食糧に関する分析、鑑定及び検定
- 三 試験研究のために製造し、又は加工した製品及びその原料又は材料の配布

- 四 食糧の利用、加工、貯蔵等に関する講習
- 五 食糧研究所は、東京都に置く。
- 六 食糧研究所の内部組織については、農林省令で定める。
- (林業試験場)
- 第二十條 林業試験場は、林業に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行う機関とする。
- 二十一 林業試験場は、東京都に置く。
- 二十二 農林大臣は、林業試験場の事務を分掌させるため、所要の地に林業試験場の支場及び分場を設けることができる。
- 二十三 林業試験場の内部組織並びに支場及び分場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

- 第二十三條を第二十一條とし、第二十四條から第三十三條までを順次二條ずつ繰り上げ、第三十二條及び第三十三條として次の二條を加える。
 - (食糧管理講習所)
 - 第三十二條 食糧管理講習所は、食糧管理の実務に関する講習を行う機関とする。
 - 第三十三條 食糧管理講習所は、愛知県に置く。
 - 二十四 食糧管理講習所の内部組織については、農林省令で定める。
 - (林業講習所)
 - 第三十三條 林業講習所は、林業の経営及び技術に関し、林野局、営林局及び営林署の職員の講習を行う機関とする。
 - 二十五 林業講習所は、東京都に置く。
 - 二十六 林業講習所の内部組織については、農林省令で定める。
- 「米価審議会」
米価審議会
森林火災国営保険審査会
中央森林審議会
- 「統計調査事務所」
統計調査事務所
営林局
営林署
- 第三十五條中「統計調査事務所」を「統計調査事務所」に改める。

昭和二十七年七月二十九日 衆議院會議録第六十八号 通商産業省設置法案(參議院回付)外九件

第四十二條第一項中「農作物の作況」を「農林畜水産物の收穫高」に、「農村」を「農山漁村」に改める。

第四十六條中「第一号から第十六号まで」を「第一号から第十六号の三まで、第十六号の五」に改める。

第四十八條第三号を次のように改める。

三 主要食糧の買入及び売渡の價格の決定並びに主要食糧の價格の統制に関すること。

第四十八條第五号中「主要食糧」を「農産物検査法昭和二十六年法律第百四十四号)による農産物の検査その他主要食糧」に改める。

第五十一條中「食糧庁」を「第五十四條に規定するもの外、食糧庁」に改める。

第五十四條を次のように改める。

(米備蓄廳)

第五十四條 食糧庁の附屬機關として、米備蓄廳を置く。米備蓄廳は、米備その他主要食糧の價格の決定に関する基本事項を調査審議することを目的とする機關とする。

2 米備蓄廳の組織、所掌事務及び委員その他の職員については政令で定める。

第五十六條第三項を削り、同條第四項中第一項を「前項」に、「農政局長」を「農業改良局長」に改め、「前項の事務については官房長の指揮監督を削り、同項を第三項とし、同條第五項を第四項とする。

第五十九條中「第一号から第十六号まで」を「第一号から第十六号の三まで、第十六号の五」に改める。

第六十四條第一項を削り、第二項を第一項とし、以下順次一項ずつ繰り上げ、同條を第六十四條の二とし、第三條第二節第三款中同條の前に第六十四條として次の一條を加える。

(附屬機關)

第六十四條 林野庁に、第六十五條に規定するものの外、左の附屬機關を置く。
林業試験場
林業講習所
改正後の第六十四條の二の次に次の一條を加える。

(林業講習所)

第六十四條の三 林業講習所は、林業の経営及び技術に關し、林野庁、営林局及び営林署の職員を教官を行う機關とする。

2 林業講習所は、東京都に置く。

3 林業講習所の内部組織については、農林省令で定める。

第七十條第一項中「林野庁」を「営林局」に改める。

第四十三條及び第三章を削り、第二章第三節中第二款の次に次の三款を加える。

第三款 食糧事務所
(所掌事務)
第四十三條 食糧事務所は、本省の所掌事務のうち第十二條の二に掲げるものを分掌する。

2 農林大臣は、前項の事務の外、食糧事務所に本省の所掌事務のうち農林産物の検査に關する事務を分掌させることができる。

3 食糧事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織については、農林省令で定める。
(支所及び出張所)
第四十四條 農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の

地に食糧事務所の支所及び出張所を設けることができる。その名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第四款 営林局
(所掌事務)
第四十五條 営林局は、本省の所掌事務のうち左に掲げるものを分掌する。

一 国有林野及び公有林野官行造林地の管理及び経営を行うこと。

二 民有林野の造林及び営林の指導並びに森林治水事業に關すること。

三 国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に關すること。

四 立木の取得、加工及び処分に關すること。

五 営林署を指導監督すること。
(名称、位置及び管轄区域)
第四十六條 営林局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
局 旭川営林	北海道 上川郡 (石狩国)	北海道のうち上川郡(石狩国)、宗谷郡、礼文郡、利尻郡、天塩郡、枝幸郡、中川郡(天塩国)、苫前郡、上川郡(天塩国)、雨龍郡、留萌郡、増毛郡、旭川市、空知郡の一部、勇拂郡の一部
局 北見営林	北海道 北見市	北海道のうち北見市、紋別郡、常呂郡、網走市、網走郡、斜里郡

帯広営林局 帯広市 北海道のうち帯広市、目梨郡、標津郡、野付郡、根室郡、花咲郡、厚岸郡、川上郡、釧路郡、釧路市、阿寒郡、白糠郡、足寄郡、中川郡(十勝国)、十勝郡、河東郡、上川郡(十勝国)、河西郡、広尾郡

札幌営林局 札幌市 北海道のうち札幌市、浜益郡、樺戸郡、岩見沢市、厚田郡、石狩郡、札幌市、夕張郡、夕張市、沙流郡、新冠郡、静内郡、三石郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡、千歳郡、小樽郡、小樽市、高島郡、忍路郡、余市郡、占平郡、美国郡、積丹郡、白老郡、空知郡の一部、勇拂郡の一部

函館営林局 函館市 北海道のうち函館市、古宇郡、岩内郡、虻田郡、磯谷郡、歌葉郡、有珠郡、室蘭市、壽都郡、幌別郡、島牧郡、瀬棚郡、山越郡、太田郡、久遠郡、奥尻郡、爾志郡、茅部郡、亀田郡、上磯郡、檜山郡、松前郡

青森営林局 青森市 青森県、岩手県
秋田営林局 秋田市 秋田県、山形県
福島営林局 福島市 宮城県、福島県
東京営林局 東京都 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

長野営林局 長野市 長野県、新潟県
名古屋営林局 名古屋市 静岡県、愛知県、岐阜県、富山県
大阪営林局 大阪市 大阪府、石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、島根県

高知営林局 高知市 高知県、徳島県、香川県、愛媛県
熊本営林局 熊本市 熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県
2 前項の表に掲げる管轄区域中の「郡の一部」とある地域は、農林大臣が定める。
3 農林大臣は、林産物の運搬設備の管理その他の事項で二以上
4 農林大臣は、林産物の運搬設備の営林局の管轄区域にわたるものに關し必要があるときは、その事項を管轄する営林局を指定することができる。

備の管理その他の事項に關し必要があるときは、営林署の所掌事務の一部を営林局に行わせ、又は営林局の所掌事務の一部を営林署に行わせることができる。

(内部部局)
第四十七條 営林局に左の三部を置く。
一 総務部
二 経営部
三 事業部

2 前項に定めるものの外、営林局の内部部局の組織の細目及び職員の数については、農林省令で定める。

第五款 営林署
(所掌事務)
第四十八條 営林署は、営林局の所掌事務のうち左に掲げるものを分掌する。

一 国有林野及び公有林野官行造林地の造林及び営林を実施すること。
二 民有林野の造林及び営林を指導すること。
三 国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品の生産及び処分を行うこと。

四 立木の取得、加工及び処分を行うこと。
2 営林署の名称、位置、管轄区域及び内部組織並びに職員の服制については、農林省令で定め

る。
3 営林局長は、林産物の運搬設備の管理その他の事項で二以上

の営林署の管轄区域にわたるものに關し必要があるときは、その事項を管轄する営林署を指定することができる。

改正後の第四十八條の次に次の一章を加える。

第三章 外局
(水産庁)
第四十九條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて農林省に置かれる外局は、水産庁とする。

2 水産庁の組織、所掌事務及び権限は、水産庁設置法の定めるところによる。

第七十四條を第五十條とし、第七十五條を第五十一條とする。

附 則
1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 昭和二十八年三月三十一日まで期間内において政令で定める期日までは、営林局の名称、位置及び管轄区域については、農林省設置法第四十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 従前の食糧庁及び林野庁の機関及び職員並びに経済安定本部の米価審議会及びその委員(専門委員を含む)は、それぞれ農林省の本省の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

4 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を

次のように改正する。

第二條第二項第七号中「林野庁」を「林野局」に改める。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十五日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 林 義太郎
(小字及び一は参議院修正)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次
第一章 總則(第一條―第四條)
第二章 本省
第一節 内部部局(第五條―第十四條)
第二節 附屬機關(第十五條―第十九條)
第三節 地方支分部局(第二十條―第二十六條)
第四節 財務局(第二十七條―第三十條)
第五節 税関(第三十一條―第三十三條)
第六節 國稅局(第三十四條―第三十六條)

第三款 國稅局(第二十九條―第三十四條)

第三款 國稅局(第二十九條―第三十四條)

第三章 國稅局

第一節 總則(第二十七條―第二十九條)
第二節 内部部局(第三十條―第三十八條)
第三節 附屬機關(第三十九條―第四十一條)
第四節 地方支分部局(第四十二條―第四十七條)

第四節 地方支分部局(第四十二條―第四十七條)

第三節 職員(第三十五條―第三十九條)

附則
第四條第十七号を削り、同條第十八号を同條第十七号とし、以下同條第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同條第二十三号を次のように改める。

二十二 法令の定めるところに従い、税務職員(徴税局、國稅局及び税務署の職員(國稅局協議員以外の)をいう。以下同じ)の職務に關する犯罪について捜査を行い、必要な措置をとること。

二十三 酒類の製造業及び販売業を免許し、これらを営む者を監督すること。

第四條第五十号を同條第五十七号とし、同條第四十一号中「株式又は社債を有価証券」に改め、同号を同條第五十号とし、同條第四十二号を削り、同條第四十三号を同條第五十一号とし、同條第四十四号を削り、同條第四十五号を同條第五十二号とし、同條第四十六号中「貴金屬の精製、配給」を「金地金の配給、貴金屬の精製」に改め、同号を同條第五十三号とし、同條第四十七号中

「証券類」の下に「及び印刷物」を加え、同号を同條第五十四号とし、同條第四十八号中「その他の印刷物」を「広報宣伝資料等の政府刊行物」に改め、同号を同條第五十五号とし、同條第四十九号中「印刷局」を「印刷局」に改め、同号を同條第五十六号とし、同條第三十八号から第四十号までを次のように改める。

三十八 特別の法律により設立された金融機關を監督すること。
三十九 金融機關の融資及び金利を規制すること。
四十 大蔵省の所管に属する物資の價格の統制を行うこと。
四十一 外国為替資金を管理及び運送し、その他外貨資金を管理すること。
四十二 外国為替相場を決定し、維持すること。
四十三 対外取引の決済條件を定めること。
四十四 所掌事務に係る外国為替の管理をすること。
四十五 外国為替予算案(貿易に係る部分を除く)を作成し、外国為替予算案の準備に關する総合調整を行うこと。
四十六 外国投資家の投資及び事業活動を調整すること。
四十七 証券取引所を登録し、これを監督すること。
四十八 証券業者及び証券業協會を登録し、これらを監督すること。
四十九 証券投資信託の委託会社を登録し、これを監督すること。
第五條第一項中「五局」を「七局」

と改める。

昭和二十七年七月二十九日 衆議院會議録第六十八号 通商産業省設置法案(參議院回付)外九件

に、「主税局」を「主税局」に、「銀行局」を「銀行局」に改め、同條第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項から第四項までを削る。

第六條を次のように改める。
(特別な職)
第六條 本省に財務参事官一人を置く。

2 財務参事官は、命を受け、大蔵省の所掌事務のうち第四條第三十一号に掲げる権限に属する事項その他国際的に処理を要する事項に係るものの総合調整を行う。

3 大臣官房に官房長を置く。

4 官房長は、命を受け、大臣官房の事務を掌理する。

5 大臣官房に日本専売公社監理官一人を置く。

6 日本専売公社監理官は、命を受け、専売制度を調査、企画及び立案し、日本専売公社を監督する。

7 主計局及び徴税局に次長各二人を、主税局、理財局及び銀行局に次長各一人を置く。

8 次長は、局長を助け、局務を掌理する。

第九條第一項第五号中「保税倉庫」を「指定保税地域、特許上屋、保税倉庫」に改め、同号を同項第七号とし、以下二号ずつ繰り下げ、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 租税収入の見積及び決算の調査を行うこと。

三 酒類の価格を決定すること。
第九條第二項を削る。

第十條第五号中「国民貯蓄債」を除く。以下第六号において同じくを削り、同條第十号から第十二号までを次のように改める。

十 紙幣類似証券の取締を行うこと。
十一 金の買取及び売渡並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。
十二 金地金(金塊)用金地金を除くものの価格を決定すること。

十三 資金運用部資金を管理及び運用すること。
十四 米穀対日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。

十五 産業資金の需給を調整すること。
十六 企業会計の基準の制定、原簿計算の統一その他企業の経理に関すること。

十七 商品券の取締を行うこと。
十八 社債等の登録を行うこと。

十九 証券取引制度を調査、企画及び立案すること。
二十 証券取引所を登録し、これを監督すること。

二十一 証券業者及び証券業協会を登録し、これを監督すること。
二十二 証券投資信託の委託会社を登録し、これを監督すること。

二十三 有価証券の発行に関する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。
二十四 公認会計士(会計士補を含む)及び計理士の登録及び監督を行うこと。

二十五 政府契約に基づく支拂の遅延防止に関し、報告の徴取、実地調査及び指示を行うこと。

二十六 平和回復に伴い処理を要する賠償、外債償還その他の渉外負債に関する財務を管理すること。

二十七 平和回復に伴い処理を要する在外資金、渉外債権その他の在外資産に関する財務を管理すること。

二十八 在外公館等借入金の返済に関すること。

二十九 外国に居住する本邦人(外国に本店を有する本邦法人を含む)が本邦内に所有する財産を管理すること。

第十一條第八号を削り、同條第九号を同條第八号とし、以下同條第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同條第十二号中「の取得又は貸借」を「に關する権利の取得」に改め、同号を同條第十一号とする。

第十二條第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、以下同項第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号及び第十五号を削り、同項第十六号を同項第十三号とし、同項第十七号を同項第十四号とし、同項第十八号を削り、同條第二項中「第三号から第六号を」「第二号から第五号に」「第八号から第十号を」「第七号から第九号に」改める。

第三章を削り、
中「第三章 外局」を「第三章 国税庁」に改め、同章中第二十四條、第一節、第一節の二、「第二節 国税庁」「第二節 内部部局」「第三節 附屬機關」「第四節 地方支分部局」「第五節 第三節及び第四節を削り、第三十六條を第四十二條とし、同條の前に次の節名を加える。

第四節 地方支分部局
第三十七條を第四十三條とする。

第三十八條第二項中「前項を」「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、大蔵省令で定める国税局には、調査査察部を置かないこととができる。

第三十八條を第四十四條とし、第三十八條の二を第四十五條とする。

第三十九條第一項の表中地方酒類審議会の項中、類別及び種別を「及び類別」に改め、同條を第四十六條とする。

第四十條第二項中「税務署又は税務署及び税務署の支署」に「管轄区域及び」を「管轄区域、所掌事務の範囲及び」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 税務署の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務署の支署を置く。

第四十條を第四十七條とし、第四十一條を削る。

第三十三條の四を第三十九條とし、同條の前に次の節名を加える。

第三節 附屬機關
第三十四條を第四十條とする。

第三十五條第一項の表中中央酒類審議会の項中、類別及び種別を「及び類別」に改め、同條を第四十一條とする。

第三十二條に次の一号を加え、同條を第三十四條とする。

五 酒類の価格を決定すること。

第三十二條の二第二号中「価格差益」の下に「及び物価統制令昭和二十一年勅令第百十八号」第二十條に規定する割増金を加え、同條を第三十五條とする。

第三十三條を第三十六條とする。

第三十三條の二第一項中「第三十條を」「第三十二條に改め、同條を第三十七條とする。

第三十三條第三号中「第三十三條の三を」「第三十八條に改め、同條を第三十二條とする。

第三十一條を第三十三條とし、第二十九條の二を第三十一條とし、第二十九條を第三十條とし、同條の前に次の節名を加える。

第二節 内部部局
第二十八條中「第二十一号から第二十三号まで及び第四十四号を」「第二十号から第二十三号まで及び第四十四号(通則に係る場合に限る)」に改め、同條を第二十九條とする。

第二十七條を第二十八條とし、同條の前に次のように加える。

第一節 總則
(設例)
第二十七條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて、大蔵省の外局として、国税庁を置く。

第二十一條を第二十四條とし、第二十二條を第二十五條とし、第二十三條を第二十六條とする。

○第二十條中「第一項第三号から第八号を」「第一項第二号に掲げるもの(関税及びとん税に關するものに限る)並びに同條第五号から第十号」に改め、同條第三号中「外国為替及び外国貿易管理法の下に(昭和二十四年法律第二百二十八号)」を加え、同條を第二十五條とする。

第二十一條を第二十六條とし、第二十二條を第二十七條とし、第二十三條を第二十八條とし、第二十四章第三節中同條の次に次の一款を加える。

第三款 国税局
(所掌事務)
第二十九條 国税局は、本省の所掌事務のうち第九條第一号及び第二号に掲げるもの(内国税に關するものに限る)並びに同條第三号及び第四号並びに第十條各号に掲げるものの一部を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)
第三十條 国税局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京国税局	東京都	東京都 神奈川縣 千葉縣 山梨縣 埼玉縣 茨城縣 栃木縣 群馬縣 長野縣 新潟縣
關東信越国税局	東京都	東京都 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 滋賀縣
大阪国税局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 滋賀縣
札幌国税局	札幌市	北海道

昭和二十七年七月二十九日 衆議院會議録第六十八号 通商産業省設置法案(參議院回付)外九件

種 類	目 的
地方酒類審議會	国税局長の諮問に應じて、酒類の生産及び配給に関する重要事項並びに酒類の級別及び類別について調査審議すること。
地方資産再評価調査会	国税局長の諮問に應じて、資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)による再評価額又は再評価税額等に関する審査の請求その他の重要事項について調査審議すること。

- 第三十二條 国税局に、附屬機関として、国税局協議団を置く。
- 第三十一條 国税局に、左の五部を置く。
- 1 総務部
 - 2 直税部
 - 3 間税部
 - 4 徴収部
 - 5 調査査察部
- 前項の規定にかかわらず、大蔵省令で定める国税局には、調査査察部を置かないことができる。
- 前二項に定めるものの外、国税局の組織の細目は、大蔵省令で定める。
- 第三十條 国税局に、左の五部を置く。
- 1 総務部
 - 2 直税部
 - 3 間税部
 - 4 徴収部
 - 5 調査査察部
- 前項の規定にかかわらず、大蔵省令で定める国税局には、調査査察部を置かないことができる。
- 前二項に定めるものの外、国税局の組織の細目は、大蔵省令で定める。

仙合国税局	仙合市	宮城県 岩手県 福島県 秋田県 青森県 山形県
名古屋国税局	名古屋市	愛知県 静岡県 三重県 岐阜県
金沢国税局	金沢市	石川県 福井県 富山県
広島国税局	広島市	広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
高松国税局	高松市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県
福岡国税局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県
熊本国税局	熊本市	熊本県 大分県 鹿児島県 宮崎県

- 2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基き命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。
- (税務署)
- 第三十四條 国税局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務署を置く。
- 2 税務署の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務署の支署を置く。
- 3 税務署及び税務署の支署の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、大蔵省令で定める。
- 八 及び第十九條を削り、第十四條第十四條中「税関を」を「税関(国税局)に改め、同條を第二十條とする。
- 第十五條中「証券取引委員会及び公認会計士管理委員会」を削り、「〇第一号から第十号まで及び第十條各号」に改め、同條を第二十一條とする。
- 第十六條を第二十二條とし、第十七條を第二十三條とし、第十八條及び第十九條を次のように改める。
- (財務部及び財務局又は財務部の出張所)
- 第二十四條 財務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務部を置く。
- 2 財務局又は財務部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務局又は財務部の出張所を置く。

3 財務部及び財務局又は財務部の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、大蔵省令で定める。	第十三條の見出しを「その他の附屬機関」に改め、同條第一項中「左の表」を「第十五條に規定するものの外、左の表」に改め、同項の表金利調整審議会の項中「貸金業者の貸付の利率及び媒介の手数料を含む。」を削り、同表中
在外公館等借入金評価審議會	大蔵大臣の諮問に應じて、在外公館等借入金金の返済の準備に資するために必要な、当該借入金金を表示する現地通貨の評價に関する事項を調査審議すること。
中央酒類審議會	大蔵大臣の諮問に應じて、酒類の生産、配給及び価格に関する重要事項並びに酒類の級別及び類別について調査審議すること。
企業会計審議會	企業会計の基準の設定及び原簿計算の統一その他企業会計制度の整備改善に關し、大蔵大臣の諮問に應じて調査審議し、又は大蔵大臣に対して必要な報告及び報告を行うこと。
証券取引審議會	大蔵大臣の諮問に應じて、有価証券の発行及び売買その他の取引に関する重要事項に關し、調査審議すること。
外国為替審議會	大蔵大臣の諮問に應じて、外国為替の管理に關する重要事項に關し、調査審議すること。
外資審議會	大蔵大臣の諮問に應じて、本邦に対する外国資本の投下に関する重要事項に關し、調査審議すること。
公認会計士審査会	大蔵大臣の諮問に應じて公認会計士制度の運営及び公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の規定による公認会計士等に対する懲戒処分に関する調査審議し、並びに公認会計士試験及び特別公認会計士試験を行うこと。
税理士試験委員	税理士試験を行うこと。

改め、同條を第十九條とし、第二章第二節中同様の前に次の四條を加える。

(附屬機関)

第十五條 本省に、附屬機関として、左の機関を置く。

一 造幣局

二 貨幣、貨幣地金及び貴金屬の地金を出納保管すること。

一三五五

昭和二十七年七月二十九日 衆議院會議錄第六十八号 通商産業省設置法案(參議院回付)外九件

- 三 金地金を配給すること。
 - 四 章はい、記章、極印、合金及び金屬工芸品を製造すること。
 - 五 貴金屬の地金及び陶たかすを精製すること。
 - 六 貴金屬及び製品の品位を証明すること。
 - 七 貨幣地金その他の物品の試金を行うこと。
 - 八 重要金屬の地金及び鋳物を分析及び試験すること。
 - 2 造幣局は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第五十二号及び第五十三号に掲げる権限を行使する。
 - 3 造幣局の長は、造幣局長とする。
 - 4 造幣局は、大阪市に置く。
 - 5 造幣局に、左の二部を置く。
総務部
作業部
 - 6 造幣局に、その所掌する作業に關する研究、講習及び指導を行わせるため、研究所を、造幣局内部に職員診療を行わせるため、病院を置く。
 - 7 造幣局の所掌事務の一部を分掌させるため、東京都及び広島県佐伯郡五日市町に造幣局の支局を、熊本市に造幣局の出張所を置く。
 - 8 造幣局の研究所及び病院の名称、位置及び内部組織並びに造幣局の支局及び出張所の名称及び内部組織は、大蔵省令で定める。
- (印刷局)
- 第十七條 印刷局は、印刷事業を行う機關とし、左の事務をつかさどる。

- 一 日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類及び印刷物を製造すること。
 - 二 官報、法令全書、広報宣伝資料等の政府刊行物を編集、製造及び発行すること。
 - 三 印刷局の業務上必要な用紙を製造すること。
 - 四 すき入紙の製造の取締を行うこと。
 - 2 印刷局は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第五十四号から第五十六号までに掲げる権限を行使する。
 - 3 印刷局の長は、印刷局長とする。
 - 4 印刷局は、東京都に置く。
 - 5 印刷局に、局長官房及び左の二部を置く。
業務部
製造部
 - 6 印刷局に、左の表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
研究所	印刷及び製紙に関する研究、講習及び指導を行うこと。
工場	印刷及び製紙を行うこと。
教育所	印刷及び製紙に従事する職員に対して、職務上必要な教育を行うこと。
病院	印刷局部内職員の診療を行うこと。

- 7 印刷局の所掌事務の一部を分掌させるため、岡山市、出雲市、松山市、高知市及び徳島県三好郡池田町に印刷局の出張所を置く。
 - 8 第六項に掲げる機関の名称、位置及び内部組織並びに印刷局の出張所の名称及び内部組織は、大蔵省令で定める。
- (税務講習所)
- 第十八條 税務講習所は、大蔵省の職員に対して、税務行政（関税及びとん税に関するものを除く。）に従事するため必要な職務上の訓練を行う機関とする。
- 2 税務講習所に支所を置く。
 - 3 税務講習所及び支所の位置及び組織は、大蔵省令で定める。
- 第十二條 第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、以下同項第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号及び第十五号を削り、同項第十六号を同項第十三号とし、同項第十七号を同項第十四号とし、同項第十八号及び同條第二項を削り、同條を第十三條とし、第二章第一節中同條の次に次の一條を加える。
- (為替局の事務)
- 第十四條 為替局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 国際金融及び外国為替に関する制度を調査、企画及び立案すること。
 - 二 国際收支の調整を図ること。
 - 三 外国為替資金を管理及び運営し、その他外貨資金を管理すること。

- 四 外国為替相場の決定及び対外取引を行う通貨の指定その他の対外決済の方式に関する事務を管理すること。
- 五 所掌事務に係る外国為替の取引を管理すること。
- 六 外国為替予算案（貿易に係る部分を除く。）を作成し、外国為替予算案の準備に関する事務を総務、その他関係審議会の事務を処理すること。
- 七 外国為替の損失補償に関すること。
- 八 外国為替銀行及び両替商に関する事務を処理すること。
- 九 国際通貨基金及び国際復興開発銀行に関すること。
- 十 外国投資家の技術援助及び事業活動並びに株式その他の財産の取得を管理及び調整すること。
- 十一 外国政府の不動産に関する権利の取得の審査を行うこと。
- 十二 本邦からの海外投資に関する事務を管理すること。
- 十三 外国為替及び国際収支に関する統計を作製すること。
- 第十四 第一條第八号を削り、同條第九号を同條第八号とし、以下同條第十号までを一号ずつ繰り上げ、同條第十二号中「の取得又は賃借」を「に關する権利の取得」に改め、同号を同條第十一号とし、同條を第十二條とする。
- 第十五 第十條を第十一條とし、第九條の次に次の一條を加える。

- 【徴税局の事務】
- 第十條 徴税司においては、左の事務をつかさどる。
- 一 内国税の賦課徴収に関すること。
 - 二 税理士の登録及び監督を行うこと。
 - 三 内国税に関する統計を作製すること。
 - 四 税務職員についてその職務上必要な監察を行い、法令の定めるところに従い、第三十六條第一項各号に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置をとること。
 - 五 税務職員の訓練を行うこと。
 - 六 酒類等の生産及び販売を管理すること。
 - 七 酒類等の製造業及び販売業を免許し、これらを営む者を監督すること。
 - 八 酒類その他間接国税課税物件の分析及び鑑定並びに醸造の試験、講習及び指導を行うこと。
 - 九 価格差益及び物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二十條に規定する割増金の徴収に関すること。
 - 第十條第五号中「（国民貯蓄債券を除く。以下第六号において同じ。）を創り、同條第十号から第二十二号までを次のように改める。
 - 十 紙幣類似証券の取締を行うこと。
 - 十一 金の買取及び売渡並びに使用

用、取引及び輸出入を規制すること。

十二 金地金（齒科用金地金を除く）の価格を決定すること。

十三 資金運用部資金を管理及び運用すること。

十四 米國對日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。

十五 産業資金の需給を調整すること。

十六 企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他企業の經理に關すること。

十七 商品券の取締を行うこと。

十八 社債等の登録を行うこと。

十九 証券取引制度を調査、企画及び立案すること。

二十 証券取引所を登録し、これを監督すること。

二十一 証券業者及び証券業協会を登録し、これを監督すること。

二十二 証券投資信託の委託会社を登録し、これを監督すること。

二十三 有価証券の発行に關する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。

二十四 公認会計士（会計士補を含む）及び計理士の登録及び監督を行うこと。

二十五 政府契約に基づく支拂の遅延防止に關し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。

二十六 平和回復に伴い処理を要する賠償、外貨債その他の涉外負債に關する財務を管理すること。

二十七 平和回復に伴い処理を要する在外資金、渉外債権その他の在外資産に關する財務を管理すること。

二十八 在外公館等借入金の返済に關すること。

二十九 外国に居住する本邦人（外国に本店を有する本邦法人を含む）が本邦内に有する財産を管理すること。

「第四章」を「第三章」に改め、第五十七條を次のように改める。

第三十五條 第十條第四号に掲げる事務を行わせるため、徴税局に国税監察官百二十人以上を置く。

2 国税監察官は、大蔵省の職員のうちから大蔵大臣が命ずる。

3 国税監察官は、第一項の規定による職務以外の職務を行つてはならない。

（国税監察官の行う調査）

第三十六條 国税監察官は、左に掲げる犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

一 税務職員がしたその職務に關する犯罪

二 税務職員がその職務を行う際にした犯罪

三 前二号に掲げる犯罪の共犯

四 税務職員に対する刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八條の犯罪

2 前項の捜査については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定を適用する。但し、逮捕、差押、搜索、検証及び検視並びに同法第二百二十四條第一項及び第二百二十五條第二項の規定による請求は、することができない。

3 前項但書の規定は、刑事訴訟法第二百三十三條の規定の適用を妨げるものではない。

4 第二項の場合において、刑事訴訟法第九十三條、第九十四條、第九十六條、第九十八條第一項、第二百一十一條、第二百一十二條第一項（第二百一十一條に關する部分に限る）、第二百一十三條第一項、第二百一十七條第一項、第二百一十八條第二項、第四百三十三條第二項（領置に關する部分に限る）及び第四百三十五條第七号中「司法警察職員」又は同法第七十條第六号、第二十九條第二項、第二百四十一條及び第二百四十六條中「司法警察官」とあるのは、それぞれ「国税監察官」と読み替へるものとする。

5 檢察官、都道府県公安委員会、市町村公安委員会、特別区公安委員会及び司法警察職員と国税監察官とは、第一項各号に掲げる犯罪の捜査に關し、互に協力しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定は、第一項各号に掲げる犯罪を積極的に捜査すべき司法警察職員の職務を軽減するものではない。

7 国税監察官は、その職務を行うに當つては、身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があるとき

は、これを示さなければならぬ。

（人事管理に關する事項）

第三十七條 造幣局及び印刷局の職員（造幣局長及び印刷局長を除く）の任免は、それぞれ造幣局長及び印刷局長が行う。

2 前項に定めるものの外、大蔵省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところによる。

第五十八條を第三十八條とする。

附則 第五項以下を創る。

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 左に掲げる法律は、廃止する。

一 外国為替管理委員会設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）

二 外資委員会設置法（昭和二十五年法律第六十四号）

3 従前の大蔵省の機関及び職員（証券取引委員会の委員長及び委員並びに公認会計士管理委員会の委員を除く）は、この法律（法律に基く命令を含む）に別段の定めがある場合を除く外、改正後の大蔵省設置法による相當の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

4 この法律施行の際現に外国為替管理委員会及び外資委員会の職員（特別職の職員を除く）である者は、別に辞令を發せられない場合においては、同一の勤務條件をも

つて大蔵省の本省の相當の職員となるものとする。

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十五日
參議院議長 佐藤 尙武
衆議院議長 林義治殿
（小字及び一は參議院修正）

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案の一部を次のように修正する。

（特別職の職員の給與に關する法律の一部改正）

第七條 特別職の職員の給與に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第三号を次のように改める。

三 検査官

三の二 国家人事委員長及び国家人事委員

第一條第二十三号の二を同條第二十八号とし、同條第二十三号の三を同條第二十九号とし、同條第二十四号を削り、同條第二十五号を同條第三十号とし、同條第三十号の二から同條第二十三号までを次のように改める。

十一 土地調整委員會の委員長及び委員

昭和三十七年七月二十九日 衆議院會議録第六十八号 通商産業省設置法案（參議院回付）外九件

昭和二十七年七月二十九日 衆議院會議録第六十八号 通商産業省設置法案(參議院回付)外九件

十二 文化財保護委員會の委員
長及び委員

十三 地方財政審議委員會の會長及び委員

十三 運輸審議會委員

十四 宮内庁長官、侍從長、東
宮大夫及び式部官長

十五 大使及び公使

十六 國家公務員法(昭和二十
二年法律第二十号)第二條

第三項第八号に掲げる秘書官
及び裁判所法(昭和二十二年
法律第五十九号)に定める裁
判官の秘書官(以下「秘書官」
と云ふ。)

十七 日本學術會議會員

十八 中央選舉管理委員會の委員

十九 公安審査委員會の委員長
及び委員

二十 中央更生保護審査會委
員

二十一 旧軍港市固有財産処理
審議會委員

二十二 日本ユネスコ國內委員
會の會長、副會長及び委員

二十三 漁港審議會委員

二十四 商品取引所審議會の會
長及び委員

二十五 電波監理審議會委員

二十六 首都建設委員會委員

二十七 侍從、女官長、東宮侍
從長、女官、東宮侍從及び皇
子、育官

第二條中「第十八号」を「第十六
号」に改める。

第三條第三項中「内閣總理大臣、

法務總裁、各省大臣、經濟安定本
部總裁、最高裁判所長官、人事院
總裁又は會計検査院長」と内閣總
理大臣、各省大臣、最高裁判所長
官又は會計検査院長(以下「各省各
庁の長」と云ふ。以下「各省各
庁」の下に「(以上各省各庁の長」とい
ふ。を加へる。

第九條を次のように改める。

(日本學術會議會員等の給與)

第九條 第一條第十七号から第二
十六号までに掲げる特別職の職
員(以下「日本學術會議會員等」
と云ふ。は、勤務一日につき二
千二百円をこえない範囲内にお
いて、各省各庁の長が大蔵大臣
と協議して定める額の手当を受
ける。

第十條中「第二十三号」を「第二
十七号」に改める。

第十一條を削り、第十條の二中
「第二十三号の二」を「第二十八号」
に改め、同條を第十一條とする。

第十二條を削り、第十條の三中
「第二十三号の三」を「第二十九
号」に改め、同條を第十二條とす
る。

第十三條を次のように改める。

(失業対策事業労働者等の給與)

第十三條 第一條第三十号に掲
げる特別職の職員は、労働大臣
が大蔵大臣と協議して定める額
の賃金を受ける。但し、政府に対
する不正手段による支拂請求の
防止等に関する法律を廃止する
法律(昭和二十五年法律第九十
号)の規定によりなおその効

力を有する旧政府に対する不正
手段による支拂請求の防止等に
関する法律(昭和二十二年法律
第七十一号)第十一條の規定

「人事官及び検査官

別表第一中 國家公安委員會委員
全國選舉管理委員會
委員長

「地方財政委員會委員長
公益事業委員會委員長
外國為替管理委員會委員長
統計委員會委員長
電波監理委員會委員長
土地調整委員會委員長
証券取引委員會委員長
地方財政委員會委員長
全國選舉管理委員會委員長
公益事業委員會委員長
外國為替管理委員會委員長
電波監理委員會委員長
土地調整委員會委員長
証券取引委員會委員長

を「土地調整委員會委員長」に、○

「○文化財保護委員會委員長を
「文化財保護委員會委員長」に、
地方財政審議委員會の會長」に、

「土地調整委員會委員長」に改め、

土地調整委員會委員長

電波監理委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

証券取引委員會委員長

土地調整委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

証券取引委員會委員長

土地調整委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

証券取引委員會委員長

土地調整委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

証券取引委員會委員長

土地調整委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

証券取引委員會委員長

土地調整委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

証券取引委員會委員長

土地調整委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

証券取引委員會委員長

土地調整委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

証券取引委員會委員長

土地調整委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

証券取引委員會委員長

の適用を妨げない。

第十四條第一項第二号中「首都
建設委員會委員長等」を「日本學術會
議會員等」に改める。

「検査官

國家人事委員長及び國家人
事委員

國立國會圖書館長
國立國會圖書館長
國家公安委員會委員長

に、

「○文化財保護委員會委員長を
「文化財保護委員會委員長」に、
地方財政審議委員會の會長」に、

「土地調整委員會委員長」に改め、

土地調整委員會委員長

電波監理委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

証券取引委員會委員長

土地調整委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

証券取引委員會委員長

土地調整委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

証券取引委員會委員長

土地調整委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

証券取引委員會委員長

土地調整委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

証券取引委員會委員長

土地調整委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

証券取引委員會委員長

土地調整委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

証券取引委員會委員長

土地調整委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

証券取引委員會委員長

土地調整委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

証券取引委員會委員長

土地調整委員會委員長

中央更生保護委員會委員長

八項中「國稅庁長官又は及び「國
稅庁又は」を削る。

第五十一條第五項中「國稅庁又
は」を削る。

第五十二條第一項中「國稅庁長
官」を削る。

(法人稅法の一部改正)

第十一條 法人稅法(昭和二十二
年法律第二十八号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十四條第一項中「國稅庁又
は」を削り、同條第四項中「第二
十五條第八項又は第四十六條の三
第四項」を「又は第二十五條第八
項」に改める。

第三十五條第一項及び第五項中
「國稅庁長官又は」を削り、同條第
七項中「國稅庁長官又は及び「國
稅庁又は」を削る。

第三十七條第五項中「國稅庁又
は」を削る。

第三十八條第一項中「國稅庁長
官」を削る。

第四十五條及び第四十六條中
「國稅庁の收稅官吏又は法人の納
稅地の所轄稅務署若しくは」を法
人の納稅地の所轄稅務署又は「に
改める。

第四十六條の二中「國稅庁の收
稅官吏又は納稅地の所轄稅務署若
しくは」を法人の納稅地の所轄稅
務署又は「に改める。

(相続稅法の一部改正)

第十二條 相続稅法(昭和二十五年
法律第七十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第九項中「國稅庁長官又は及び「國
稅庁又は」を削る。

第五十一條第五項中「國稅庁又
は」を削る。

第五十二條第一項中「國稅庁長
官」を削る。

(法人稅法の一部改正)

第十一條 法人稅法(昭和二十二
年法律第二十八号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十四條第一項中「國稅庁又
は」を削り、同條第四項中「第二
十五條第八項又は第四十六條の三
第四項」を「又は第二十五條第八
項」に改める。

第三十五條第一項及び第五項中
「國稅庁長官又は」を削り、同條第
七項中「國稅庁長官又は及び「國
稅庁又は」を削る。

第三十七條第五項中「國稅庁又
は」を削る。

第三十八條第一項中「國稅庁長
官」を削る。

第四十五條及び第四十六條中
「國稅庁の收稅官吏又は法人の納
稅地の所轄稅務署若しくは」を法
人の納稅地の所轄稅務署又は「に
改める。

第四十六條の二中「國稅庁の收
稅官吏又は納稅地の所轄稅務署若
しくは」を法人の納稅地の所轄稅
務署又は「に改める。

(相続稅法の一部改正)

第十二條 相続稅法(昭和二十五年
法律第七十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第九項中「國稅庁長官又は及び「國
稅庁又は」を削る。

第五十一條第五項中「國稅庁又
は」を削る。

第五十二條第一項中「國稅庁長
官」を削る。

(法人稅法の一部改正)

第十一條 法人稅法(昭和二十二
年法律第二十八号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十四條第一項中「國稅庁又
は」を削り、同條第四項中「第二
十五條第八項又は第四十六條の三
第四項」を「又は第二十五條第八
項」に改める。

第三十五條第一項及び第五項中
「國稅庁長官又は」を削り、同條第
七項中「國稅庁長官又は及び「國
稅庁又は」を削る。

第三十七條第五項中「國稅庁又
は」を削る。

第三十八條第一項中「國稅庁長
官」を削る。

第四十五條及び第四十六條中
「國稅庁の收稅官吏又は法人の納
稅地の所轄稅務署若しくは」を法
人の納稅地の所轄稅務署又は「に
改める。

第四十六條の二中「國稅庁の收
稅官吏又は納稅地の所轄稅務署若
しくは」を法人の納稅地の所轄稅
務署又は「に改める。

(相続稅法の一部改正)

第二十七條第二項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第三十五條第四項中「国税庁又は」を削る。

第四十四條第一項中「国税庁又は」を削り、同條第三項中「第四十二條第三項又は第六十二條第二項を」又は「第四十二條第三項」に改める。

第四十五條第一項及び第五項中「国税庁長官又は」を削り、同條第七項中「国税庁長官又は及び」を削る。

第四十七條第五項中「国税庁又は」を削る。

第四十八條第一項中「国税庁長官」を削る。

第五十條第一項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第六十條第一項中「国税庁」を削る。

第六十二條第二項及び第七十三條中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

(富給税法の一部改正)
第十三條 富給税法(昭和二十五年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十八條第七項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第二十三條第五項中「国税庁又は」を削る。

第二十六條第一項中「国税庁又は」を削り、同條第三項中「又は第三十八條第二項」を削る。

第二十七條第一項、第五項及び第六項中「国税庁長官又は」を削り、同條第七項中「国税庁長官又は及び」を削る。

第二十九條第五項中「国税庁又は」を削る。

第三十條第一項中「国税庁長官」を削る。

第三十二條第一項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第三十七條第一項中「国税庁」を削る。

第三十八條第二項及び第四十七條中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

(資産再評価法の一部改正)
第十四條 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第四十九條第一項及び第二項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第七十二條第一項中「国税局長の処分に係る場合においては国税庁長官に、税務署長の処分に係る場合においては」を削り、同條第四項中「国税庁長官又は」を削る。

第七十三條第一項中「国税庁長官又は」を削り、同條第二項中「国税庁長官は、全国資産再評価調査会に、」を削り、同條第三項中「国税庁長官又は及び」を削る。

第七十五條第四項中「国税庁又は」を削る。

第七十六條第一項中「国税庁長官」を削る。

第九十二條中「国税庁に全国資産再評価調査会を、」を削る。

第九十三條第三項及び第四項中「全国資産再評価調査会又は及び」を削る。

第九十四條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とする。

第九十五條第一項及び第二項中「国税庁長官」及び「全国資産再評価調査会」を削り、同條第三項から第五項まで中「全国資産再評価調査会」を削る。

第九十六條中「全国資産再評価調査会」を削る。

(租税特別措置法の一部改正)
第十五條 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「外資委員会に協議した上、」を削る。

(国税徴収法の一部改正)
第十六條 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一條ノ二第一項中「国税庁若ハ」を削り、同條第二項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第三十一條ノ三第一項及び第五項中「国税庁長官若ハ」を削り、同條第六項中「国税庁長官又ハ」を削る。

第三十一條ノ四第五項中「国税

庁又ハ」を削り、同條第七項中「国税庁長官」を削る。

(国税犯則取締法の一部改正)
第十七條 国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「国税庁長官」を削る。

第十一條第一項中「国税庁收税官吏又ハ事件発見地ヲ所轄スル国税局若ハ」を「事件発見地ヲ所轄スル国税局又ハ」に改め、同條第二項を削る。

第十二條第一項中「国税庁長官又ハ」を削り、同條第二項中「要求ニ基キハ」を削り、同條第三項中「所屬国税局長ヨリ他ノ国税局ノ管轄区域内ニ於テ職務ヲ行フベキコトヲ命ゼラレタルトキ又ハ所屬国税局長ヨリ他ノ」に改める。

第十三條第二項を削る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基キ行政協定の実施に伴フ租税犯則取締法等の臨時特例に關する法律の一部改正)
第十八條 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基キ行政協定の実施に伴フ租税犯則取締法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「国税庁長官」を削る。

(税理士法の一部改正)
第十九條 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「国税庁」を「大蔵省」に改める。

第十六條中「国税庁長官官房」を「大蔵省徴税局」に改める。

第十九條第一項中「国税庁」を「大蔵省」に改め、同條第二項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第二十一條第一項、第二十二條、第二十三條、第二十五條第一項及び第三項並びに第二十六條から第二十八條まで中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第三十五條中「国税庁協賛団又は」を削る。

第三十九條、第四十條第二項、第四十五條第一項、第二項及び第四項、第四十六條第一項、第四十七條、第四十八條並びに第五十五條第一項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第五十六條を次のように改める。

第五十六條 削除

第五十七條中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

(たばこ専売法の一部改正)
第二十條 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第七十九條第五項を削り、同條第六項を同條第五項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

(塩専売法の一部改正)

第二十一條 塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第五十五條第三項中「第六項及び第八項から第十一項まで」を「及び第七項から第十項まで」に改める。

(しよ、腦専売法の一部改正)

第二十二條 しよ、腦専売法(昭和二十四年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第三項中「第六項及び第八項から第十一項まで」を「及び第七項から第十項まで」に改める。

(金管理法の一部改正)

第二十三條 金管理法(昭和二十五年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項及び第三項中「造幣局」を「造幣局」に改める。
(証券取引法の一部改正)

第二十四條 証券取引法(昭和二十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「証券取引委員会」を「証券取引審議会」に改める。

本則(第二十五條第一項、第二十八條第一項、第六十七條第一項、第七十九條第一項、第八十一條第二項及び第百三十八條第二項第四号を除く)中「証券取引委員会」を「大蔵大臣」に改める。

本則中「審問を行つた後」を「当該職員をして審問を行わせた後」に改める。

に改める。

第二條第一項第九号を次のように改める。

九 その他政令で定める証券又は証券

第二條第八項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第三條第二項を次のように改める。

前條第一項第八号に掲げる有価証券のうち前項に規定する有価証券の性質を有するもの並びに同号に掲げる有価証券のうち前項に規定する有価証券の性質を有するもの及び同項に規定する有価証券以外の有価証券で政令で定めるものについても、また、同項と同様とする。

第四條第二項及び第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項の規定の適用を除外される有価証券の募集又は売出が行われる場合においては、当該有価証券の発行者は、大蔵省令で定めるところにより、当該有価証券の募集又は売出に関する通知書を大蔵大臣に提出しなければならない。但し、募集又は売出券面額の総額が百万円以下である有価証券については、この限りでない。

第五條(第二項を除く)中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十三條第三項及び第四項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第二十四條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に、「二箇月」を「三箇月」に改める。

第二十五條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に、「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第二十六條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第二十七條中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第二十八條第一項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改め、同條第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三十一條第九号及び第十号を次のように改める。

九 会社のうち、その資本の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認められる金額で政令で定めるものに満たないもの

十 個人のうち、政令で定める方法によつて計算したその資産の額が、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認められる金額で政令で定めるものに満たないもの

第三十四條第二項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同條第四項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第三十五條、第四十條第一項、第四十一條第二項、第四十二條及び第四十八條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第四十九條第一項中「証券取引委員会」の申出により」を削り、同

條第三項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第五十條第二項中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第五十一條第一項及び第三項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第五十三條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第五十四條第一項第五号の二中「証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同項第六号中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第五十五條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第五十五條の二中「証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同項第六号中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第六十五條第一項及び第六十六條中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第六十七條第一項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第七十三條第二項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第七十六條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第七十九條第一項及び第八十一條第二項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第九十七條第三項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第百五十五條第三号及び第百五十一條第二項から第五項まで中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百十八條中「二箇月」を「三箇月」に改める。

第百十九條中、「この法律に基く命令又は証券取引委員会規則」を「又はこの法律に基く命令」に改める。

第百二十條中「別に証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第百二十三條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百二十五條第三項中「証券取引委員会」が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第百二十七條及び第百三十二條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百三十三條中「証券取引委員会」が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第百三十八條第二項第四号中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第百五十四條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第百五十五條第一号中「若しくは証券取引委員会規則」を削る。

第百五十七條を次のように改める。

第百五十七條 証券業者のなす有価証券の売買その他の取引又は会員のなす有価証券市場における売買取引につき争がある場合においては、当事者は、その争の解決を図るため、大蔵大臣に

申し立て、仲介を求めることができる。

第百五十九條第一項を次のように改める。

大蔵大臣は、第百五十七條の規定による申立を受理したときは、期日を定めて、申立人及び相手方の出頭を求め、当該職員をしてその意見を聴取させ、仲介を行うことを適当と認めるときは、当該職員をしてその申立に係る争の解決に必要な協定案を作成させる。

第百六十條を次のように改める。

第百六十條 大蔵大臣は、前條第一項の協定案を争の当事者に示し、その受諾を勧告する。

第百六十一條中「前條」を「第百五十九條第一項」に改める。

第百六十二條及び第百六十三條中「仲介に基く」を「第百五十九條第一項」に改める。

第百六十四條中「第百六十條の規定による」を「第百五十九條第一項」に改める。

第七章を次のように改める。

第七條 証券取引審議会

第百六十五條 有価証券の発行及び売買その他の取引に関する重要事項に關し調査審議させるため、大蔵省の附屬機關として、証券取引審議会（以下審議会という。）を置く。

第百六十六條 審議会は、委員九人を以て、これを組織する。

委員は、学識経験のある者のうちから、大蔵大臣がこれを任命する。

第百六十七條 委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第百六十八條 審議会の会長は、委員のうちからその互選によつて、これを決定する。

会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、予めその指名する委員が、その職務を代理する。

第百六十九條 委員は、非常勤とする。

第百七十條 第百六十八條に定めるものを除く外、審議会の議事手続その他その運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第百七十一條乃至第百八十一條 削除

第百八十二條第一項中「審問しよ」を「当該職員をして審問を行わせよ」に、「審問を行わないで」を「審問を行わせないで」に改め、同條第二項中「審問しよ」を「当該職員をして審問を行わせよ」に改め、同條第四項を削り、同條第五項中「規定による審問を行つた」を「規定より当該職員をして審問を行わせた」に改める。

第百八十三條第一号中「その意見を聴取し」を「当該職員をしてその意見を聴取させ」に、「意見若しくは報告」を「意見書若しくは報告書」に改め、同條第四号中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第百八十四條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同條第二項中「当該官吏」を「当該職員」に、「証券取引委員会」を「証券取引委員会」に改める。

規則」を「大蔵省令」に改める。

第百八十五條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第百八十七條第一項中、「この法律に基く命令又は証券取引委員会規則」を「又はこの法律に基く命令」に改める。

第百八十八條第五項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百八十九條第四項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は証券取引委員会規則で定めるところにより前第三項の規定の適用が除外された場合」を削る。

第百九十三條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百九十三條の二第一項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同條第二項及び第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百九十四條中「証券取引委員会が公益及び投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第百九十四條の二 大蔵大臣は、この法律の施行に關する事務の一部を地方支分部局の長をして行わせることができる。

第二百五條第十三号中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

規則」を「大蔵省令」に改める。

第百八十五條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第百八十七條第一項中、「この法律に基く命令又は証券取引委員会規則」を「又はこの法律に基く命令」に改める。

第百八十八條第五項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百八十九條第四項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は証券取引委員会規則で定めるところにより前第三項の規定の適用が除外された場合」を削る。

第百九十三條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百九十三條の二第一項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同條第二項及び第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百九十四條中「証券取引委員会が公益及び投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第百九十四條の二 大蔵大臣は、この法律の施行に關する事務の一部を地方支分部局の長をして行わせることができる。

第二百五條第十三号中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百九十四條の二 大蔵大臣は、この法律の施行に關する事務の一部を地方支分部局の長をして行わせることができる。

第二百五條第十三号中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百九十四條の二 大蔵大臣は、この法律の施行に關する事務の一部を地方支分部局の長をして行わせることができる。

第二百五條第十三号中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百九十四條の二 大蔵大臣は、この法律の施行に關する事務の一部を地方支分部局の長をして行わせることができる。

第二百五條第十三号中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百九十四條の二 大蔵大臣は、この法律の施行に關する事務の一部を地方支分部局の長をして行わせることができる。

第二百五條第十三号中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百九十四條の二 大蔵大臣は、この法律の施行に關する事務の一部を地方支分部局の長をして行わせることができる。

「証券取引委員会」を「大蔵大臣」に改める。

本則中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に、「審問を行つた後」を「当該職員をして審問を行わせた後」に改める。

第四條第一項中「証券取引委員会」を「大蔵省令」に改める。

第五條第六項中「署名し」の下に「又は記名なつ印し」を加える。

第十一條第一項中「審問を行わなければならない」を「当該職員をして審問を行わなければならない」に改める。

（公認會計士法の一部改正）

第二十六條 公認會計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 公認會計士管理委員会」を「第七章 公認會計士試験審査会」を「第六章 公認會計士審査会」に、「第八章」を「第七章」に、「第九章」を「第八章」に改める。

第七條及び第十一條中「公認會計士管理委員会規則」を「政令」に改める。

第十二條第一項中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、同條第二項中「公認會計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十五條第一項中「公認會計士試験審査会」を「公認會計士審査会」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（合格の取消等）

第十五條の二 公認會計士審査会は、不正の手段によつて公認會計士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 公認會計士審査会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて公認會計士試験を受けることができないものとする。

第十六條中「公認會計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十六條の二第一項中「公認會計士管理委員会による資格の承認を受け、且つ、公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣による資格の承認を受け、且つ、大蔵省令」に改め、同條第二項中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、「することができ」の下に「この場合において、大蔵大臣は、公認會計士審査会をして試験又は選考を行わせるものとする。」を加え、同條第三項中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十七條中「公認會計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十八條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵省令」に改める。

第十九條第一項及び第三項並びに第二十一條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第二十條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第二十一條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第二十二條中「公認會計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三十條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十一條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十二條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十三條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十四條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十五條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十六條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十七條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十八條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十九條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第四十條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第四十一條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第四十二條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第四十三條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第四十四條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第四十五條中「公認會計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

昭和二十七年七月二十九日 衆議院會議録第六十八号 通商産業省設置法案(參議院回付)外九件

第三十一條中「公認會計士管理委員會規則」を「この法律に基く命令」に、「公認會計士管理委員會」を「大蔵大臣」に改める。

第三十二條第一項から第四項まで中「公認會計士管理委員會」を「大蔵大臣」に改め、同條第五項本文中「公認會計士管理委員會」を「公認會計士審査會の意見を聞いて」を加える。

第三十三條第一項中「公認會計士管理委員會」を「大蔵大臣」に、「左の各号に掲げる処分をする」を「当該職員をして左の各号に掲げる処分をさせる」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項を前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第三十四條中「公認會計士管理委員會」を「大蔵大臣」に改める。

第六章を次のように改める。

第三十五條 公認會計士制度の運営に関する重要事項並びに公認會計士、會計士補、外國公認會計士及び計理士に対する懲戒処分に関し調査審議させるため並びに公認會計士試験及び特別會計士試験を行わせるため、大蔵省の附屬機關として、公認會計士審査會を置く。

(組織)
第三十六條 公認會計士審査會は、委員十人以上をもつて組織する。

2 委員は、關係行政機關の職員及び公認會計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(會長)
第三十七條 公認會計士審査會の會長は、公認會計士審査會の委員のうちから、その互選によつて決定する。

2 會長は、公認會計士審査會を代表し、會務を總理する。
3 會長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(試験委員)
第三十八條 公認會計士審査會に、公認會計士試験及び特別公認會計士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、試験委員十五人以上を置く。

2 試験委員は、前項の試験を行うについて必要な學識経験を有する者のうちから、試験の執行ごとに、公認會計士審査會の推薦に基づき、大蔵大臣が任命し、その試験が終了したときは退任する。(委員等の勤務)

第三十九條 委員及び試験委員は、非常勤とする。

(議事及び議決の方法)
第四十條 公認會計士審査會は、委員の過半数の出席がなければ、會議を開くことができない。

2 公認會計士審査會の議事は、出席者の過半数をもつて決する。

3 委員は、公認會計士制度の運営に関する議事を除く外、自己に關係のある議事については、議決に加わることができない。

(庶務)
第四十一條 公認會計士審査會の庶務は、大蔵省理財局においてつかさどる。

(議事手続等)
第四十二條 この法律に定めるものの外、公認會計士審査會の議事手続その他その運営に關し必要な事項は、公認會計士審査會が定める。

第四十三條から第四十六條まで削除
第七章を削る。

「第八章」を「第七章」に、「第九章」を「第八章」に改める。

第五十五條各号中「又は同條第二項を削る。

第五十七條第一項から第三項まで中「公認會計士管理委員會」を「大蔵大臣」に改める。

第五十七條の二第二項中「公認會計士管理委員會規則」を「政令」に改める。

第五十八條中「公認會計士試験審査會」を「公認會計士審査會」に改める。

第五十九條中「公認會計士管理委員會規則」を「大蔵省令」に改める。

第六十三條第一項中「公認會計士管理委員會」を「大蔵省」に改め、同條第十項各号中「又は第二項」を削る。

第六十四條後段を削る。
第六十四條の二及び第六十四條の三を削る。
第六十五條第二項中「會計士補が」を「會計士補又は會計士補となる資格を有する者が」に改める。

(日本銀行法の一部改正)
第二十七條 日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「通貨発行審議會ノ議決ニ基キ」を削る。

第三十一條第二項を削る。

第三十一條ノ二但書を削る。

第三十二條第六項中「通貨発行審議會ノ議決ニ基キ」を削る。

第三十六條ノ二を削る。

(國民金融公庫法の一部改正)
第二十八條 國民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第四項中「通貨発行審議會の推薦に基づき」を削り、同條第八項中「通貨発行審議會の議を経て」を削る。

(外國為替及び外國貿易管理法の一部改正)
第二十九條 外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 不服の申立及び訴訟(第五十六條―第六十四條)」を「第七章 不服の申立及び訴訟(第五十六條―第六十四條)に、(被告である政府機關)を「被告である主務大臣」に改め、同條第二項中「政府機關」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め、同條第三項中「当該政府機關」を「その訴に係る第五十八條の規定による決定をした主務大臣」に改める。

第四條を次のように改める。
第四條 削除
第七條第三項を次のように改める。

3 大蔵大臣は、外國為替資金の運用による外國為替の売買の相場を定めなければならない。

第七條第四項中「外國為替管理委員會は、大蔵大臣の承認を得て、」を「大蔵大臣は、」に改め、同條第六項中「又は外國為替管理委員會」を削る。

第十一條中「外國為替管理委員會」を「大蔵大臣」に改める。

第十五條及び第二十條中「政府機關」を「主務大臣」に改める。

第四十四條中「主務の政府機關」を「主務大臣」に改める。

第五十六條中「政府機關」を「主務大臣」に改める。

第五十六條中「政府機關」を「主務大臣」に改める。

第五十七條第一項中「政府機關」を「主務大臣」に改める。

第五十八條中「当該政府機關」を「第五十六條の規定による不服の申立を受理した主務大臣」に改める。

第六十條中「この章の規定による政府機關」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改める。

第六十一條第一項中「この法律の規定による当該政府機關」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め、同條第二項中「政府機關」を「被告である主務大臣」に改め、同條第二項中「政府機關」を「第五十八條の規定による主務大臣」に改め、同條第三項中「当該政府機關」を「その訴に係る第五十八條の規定による決定をした主務大臣」に改める。

第六十二條中「当該政府機關」を「前條第三項に規定する主務大臣」に、「及び政府機關」を「及び当該

場を定めなければならない。

第七條第四項中「外國為替管理委員會は、大蔵大臣の承認を得て、」を「大蔵大臣は、」に改め、同條第六項中「又は外國為替管理委員會」を削る。

第十一條中「外國為替管理委員會」を「大蔵大臣」に改める。

前任者の残任期間とする。

6 外資審議会の委員は、非常勤とする。

7 前六項に定めるものの外、外資審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章中「外資委員会」を「主務大臣又は大蔵大臣に改め、第二十四條中「外資委員会規則」を「主務省令又は大蔵省令」に改める。

第六章中第二十五條の次に次の二條を加える。

(日本銀行による事務の取扱)
第二十五條の二 主務大臣又は大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務の一部を、日本銀行をして取り扱わせることができる。

2 前項の規定により日本銀行をして事務の一部を取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とする。

(主務大臣及び主務省令)

第二十五條の三 この法律に規定する主務大臣及び主務省令は、政令で定める。

(外資に關する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十二條 外資に關する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「外資委員会規則」を「大蔵省令」に、「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

附則第五項中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

(外国人の財産取得に關する政令)

の(一部改正)

第三十三條 外国人の財産取得に關する政令(昭和二十四年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「外資委員会」を「主務大臣に、「外資委員会規則」を「主務省令」に改める。

第十條中「連合国財産上の家屋等の譲渡等」に關する政令(昭和二十三年政令第二百九十八号)又はジェー・アンド・ビー・コウツ・リミテッドに對する財産の返還に關する政令(昭和二十四年政令第四十六号)を「又は連合国財産上の家屋等の譲渡等」に關する政令(昭和二十三年政令第二百九十八号)に改める。

第十一條から第十六條までを次のように改める。

第十一條から第十六條までを削除する。

第十七條を次のように改める。

(日本銀行による事務の取扱)

第十七條 主務大臣は、政令で定めるところにより、この政令の施行に關する事務の一部を、日本銀行をして取り扱わせることができる。

2 前項の規定により日本銀行をして事務の一部を取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とする。

第十八條を削り、第十九條を第十八條とし、同條の次に次の一條を加える。

(主務大臣及び主務省令)

第十九條 この政令において主務大臣又は主務省令は、鉱業権及

びこれに關する権利並びに第三條第一項第三号に掲げる財産に關する事項については、大蔵大臣及び通商産業大臣又は大蔵省令、通商産業省令とし、その他の事項については、大蔵大臣又は大蔵省令とする。

第二十一條第二号中「第十九條」を「第十八條」に改める。

(外国政府の不動産に關する権利の取得に關する政令の一部改正)

第三十四條 外国政府の不動産に關する権利の取得に關する政令(昭和二十四年政令第三百十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「外資委員会」を「大蔵大臣に、「外資委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三條に次の一項を加える。

3 大蔵大臣は、第一項の承認をしようとするときは、外資審議会の意見を聞かなければならない。但し、事案の輕微なものについては、この限りでない。

第七條第三項を削る。

第八條の二第一項中「第七條第三項の規定により同條第一項の書類の移送を受けたときは」を「第三條第一項の承認をしたときは」に改め、同條第二項中「第七條第三項の規定により同條第二項の書類の移送を受けたときは」を「第三條第一項の承認をしたときは」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第三十五條 会社更生法(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四十八條第一項、第六十五

條、第九十四條第一項及び第三項並びに第二百條第二項中「証券取引委員会」を「大蔵大臣」に改める。

(圖書館法の一部改正)

第二十四條 圖書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中印刷局を印刷局に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、第七條による特別職の職員に關する法律の改正規定中改正後の同法第一條第二十二号に係る部分は、ユネスコ活動に關する法律(昭和二十七年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 この法律施行の際、改正前の所得税法、法人税法、相続税法、富税法、資産再評価法又は国税徴收法の規定により国税庁長官に對してされている審査の請求については、当該審査の請求をした者の納税地を所轄する国税局長が審査の決定をするものとする。

3 この法律施行の際に効力を有する改正前の証券取引法に基く証券取引委員会規則は、この法律施行後は、改正後の証券取引法に基く相當の政令又は大蔵省令としての効力を有するものとする。

4 この法律施行の際に効力を有する改正前の公認会計士法(同法第六十三條第一項及び第二項を除く)に基く公認会計士管理委員会規則は、この法律施行後は、改正後の公認会計士法に基く相當の政

令又は大蔵省令としての効力を有するものとする。

5 改正前の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の規定による外国為替管理委員会の処分は、改正後の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の相當規定による大蔵大臣の処分とみなす。

6 この法律施行前にされた改正前の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の規定による外国為替管理委員会の処分申請及びその受理は、改正後の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の相當規定による大蔵大臣の処分申請及びその受理とみなす。

7 改正前の外資に關する法律の規定による外資委員会の処分(同法附則第四項の規定による指定を除く)は、改正後の外資に關する法律の相當規定による主務大臣又は大蔵大臣の処分とみなす。

8 この法律施行前にされた改正前の外資に關する法律の規定による外資委員会の処分(同法附則第四項の規定による指定を除く)の申請及びその受理は、改正後の外資に關する法律の相當規定による主務大臣又は大蔵大臣の処分申請及びその受理とみなす。

9 この法律施行の際に効力を有する改正前の外資に關する法律に基く外資委員会規則は、この法律施行後は、改正後の外資に關する法律に基く相當の主務省令若しくは大蔵省令、通商産業省令又は大蔵省令としての効力を有するものとする。

10 この法律施行の際に効力を有する改正前の公認会計士法(同法第六十三條第一項及び第二項を除く)に基く公認会計士管理委員会規則は、この法律施行後は、改正後の公認会計士法に基く相當の政

令又は大蔵省令としての効力を有するものとする。

11 この法律施行の際に効力を有する改正前の証券取引法に基く証券取引委員会規則は、この法律施行後は、改正後の証券取引法に基く相當の政令又は大蔵省令としての効力を有するものとする。

109 改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第 号）又は外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（以下「改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律等」という。）の規定による外資委員会の処分は、改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第 号）又は外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（以下「改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律等」という。）の相当規定による大蔵大臣の処分とみなす。

110 この法律施行前にされた改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律等の規定による外資委員会の処分の申請及びその受理は、改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第 号）又は外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（以下「改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律等」という。）の相当規定による大蔵大臣の処分とみなす。

1211 この法律施行の際現に効力を有する改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律等に基づく外資委員会規則は、この法律施行後は、改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律等に基づく大蔵省令としての効力を有するものとす。

1312 改正前の外国人の財産取得に関する政令の規定による外資委員会の処分は、改正後の外国人の財産取得に関する政令の相当規定による主務大臣の処分とみなす。

1413 この法律施行前にされた改正前の外国人の財産取得に関する政令

の規定による外資委員会の処分の申請及びその受理は、改正後の外国人の財産取得に関する政令の相当規定による主務大臣の処分の申請及びその受理とみなす。

1514 この法律施行の際現に効力を有する改正前の外国人の財産取得に関する政令に基づく外資委員会規則は、この法律施行後は、改正後の外国人の財産取得に関する政令に基づく主務省令としての効力を有するものとす。

1615 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1716 ユネスコ活動に関する法律の一部を次のように改正する。
附則第九項を削り。附則第十項を附則第九項とする。

保安庁法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十五日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林 義雄

（小字及び一は参議院修正）

保安庁法案の一部を次のように修正する。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、本則第七條、第十八條から第二十三條まで及び第七十八條の規定を除く。
中保安隊及び保安官に係る部分、附則第十二項、附則第十三項、附則第十五項及び附則第十六項の規定

並びに附則第十四項の規定中保安官に係る部分は、昭和二十七年十月十五日から施行する。

2 警察予備隊は、昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日まで、保安庁の機関として置かれるものとする。

3 前項の場合において、長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、警察予備隊の長としてこれを統括し、所部の職員を任免し、且つ、その職務についてこれを統括する。但し、長官は、警察予備隊の部隊その他の機関を指揮監督するに当つては、第一幕僚長を通じて行うものとする。

4 次長は、前項の規定により長官の行う職務に関し、長官を補佐する。

5 保安庁の長官官房及び各局は、長官の定めるところにより、附則第三項の規定により長官の行う職務を分掌する。

6 第一幕僚長は、昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、警察予備隊の隊務に関する長官の幕僚機関とする。

7 昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、第一幕僚長並びに保安研修所、保安大学校及び技術研究所に保安官に代えて警察予備隊の警察官を置き、保安研修所は警察予備隊の

管理及び運営に関する基本的な調査研究をし、技術研究所は警察予備隊の装備品等について技術的研究を行うことができるものとする。

8 この法律（附則第一項但書に規定する部分を除く。）施行の際警察予備隊の警察官以外の職員である者は、別に辞令を発せられない場合には、この法律に基く保安庁の相当の職員となるものとする。

9 この法律施行の際、海上警備隊の海上警備官である者は、別に辞令を発せられない場合には、この法律に基く相当の階級の警備官となり、海上警備隊のその他の職員である者は、この法律に基く保安庁の相当の職員となるものとする。

10 第七條中「保安官」とあるのは、昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、「警察予備隊の警察官」と〇読み替へるものとする。

11 警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第二條中「総理府」を「保安庁」に改める。
第四條を次のように改める。

第四條 警察予備隊の警察官の定

員（休職者を除く）は、十一万人とする。

第五條中「本部及び」を削る。

第六條及び第七條を次のように改める。

第六條及び第七條 削除

第九條 削除

附則第八項中「警察予備隊本部長官」を「保安庁長官」に改め

附則に次の一項を加える。

10 昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間の警察予備隊については、この政令に定めるものの外、保安庁法、昭和二十七年法律第 号、附則第二項から第七項までの規定によるものとする。

11 警察予備隊令は、廃止する。

12 警察予備隊令廃止の際、警察予備隊の警察官である者は、別に辞令を発せられない場合には、この法律に基く相当の階級の保安官となるものとする。

昭和二十七年七月二十九日 衆議院會議第六十八号 通商産業省設置法案(參議院回付)外九件

16 前項の者の任用條件、身分及び服務並びにこれらの者に關する罰則の適用については、その任用期間が経過するまでの間は、なお、従前の警察予備隊の警察官に關する規定の例による。

17 昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間に、警察官に採用される者又はその任用期間が経過し、引き続き警察官に任用される者で附則第十三項の規定により保査長等となるものについては、第三十三條第一項の任用期間は、その者が警察予備隊の警察官として採用された日又は引き続き任用された日から起算するものとする。

18 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

19 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

20 檢察審査會法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

21 保安官及び警備官
この附則に定めるものを除く外、この法律施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

海上公安局法案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつ

て国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十五日
參議院議長 佐藤 尙武
衆議院議長 林義治殿
(小字及び一は參議院修正)

海上公安局法案の一部を次のように修正する。

附則
この法律は、保安官法(昭和二十七年法律第二十号)施行の日から施行する。

1 海上保安官法(昭和二十三年法律第二十八号)は、廢止する。

2 關稅法(明治三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

3 第一條の三「海上保安官」を「海上公安官」に、「海上保安官法」を「海上公安官法」に改める。

4 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)の一部を次のように改正する。

5 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

6 港則法の一部を次のように改正する。

7 港城法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

七十五号)の一部を次のように改正する。

第二項中「海上保安官法(昭和二十三年法律第二十八号)第一條第二項の港と河川との境界を、海上公安局法(昭和二十七年法律第二十号)第一條第一号の港の区域に改める。

8 たばこ専売法(昭和二十四年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

9 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

10 火藥類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

11 檢校法(昭和二十六年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

12 出入國管理令(昭和二十六年政令第三十九号)の一部を次のように改正する。

13 外國人登録法(昭和二十七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「海上保安官」を「海上公安官」に改める。

第十四條業務法(昭和二十七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十五條中「海上保安官」を「海上公安官」に改める。

別表
海上保安官の職員は、別に辭令を發せられない限り、この法律の施行の日において、同一係給をもつて、總理府令で定めるところにより海上公安局の相當の職員になるものとする。

名 稱	位 置
第一地方海上公安局	小樽市
第二地方海上公安局	塩釜市
第三地方海上公安局	横濱市
第四地方海上公安局	名古屋市
第五地方海上公安局	神戸市
第六地方海上公安局	広島市
第七地方海上公安局	門司市
第八地方海上公安局	舞鶴市
第九地方海上公安局	新潟市

運輸省設置法の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

法律案の一部を次のように修正する。

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次
第一章 總則(第一條—第四條)
第二章 本省
第一節 運輸審議會(第五條—第十八條)
第二節 内部部局(第十九條—第二十八條)
第三節 附屬機關(第二十九條—第三十八條)
第四節 地方支分部局(第三十九條—第五十四條)
第五節 海運局(第四十條—第四十四條)
第六節 港灣建設局(第四十五條—第四十九條)
第七節 陸運局(第五十條—第五十四條)

第一章 總則(第一條—第四條)
第二章 本省
第一節 運輸審議會(第五條—第十八條)
第二節 内部部局(第十九條—第二十八條)
第三節 附屬機關(第二十九條—第三十八條)
第四節 地方支分部局(第三十九條—第五十四條)
第五節 海運局(第四十條—第四十四條)
第六節 港灣建設局(第四十五條—第四十九條)
第七節 陸運局(第五十條—第五十四條)

第三章 外局(第五十五條—第五十七條)
第一節 船員労働委員會及び捕獲審判再審査委員會(第五十六條—第五十七條)
第二節 海難審判庁(第五十七條—第六十一條)
第三節 職員(第五十八條—第六十一條)
附則
第四條第一項第三十一号中「国有鐵道調停委員會」を「公共企業体調停委員會」に改める。

附則
第四條第一項第三十一号中「国有鐵道調停委員會」を「公共企業体調停委員會」に改める。

附則
第四條第一項第三十一号中「国有鐵道調停委員會」を「公共企業体調停委員會」に改める。

附則
第四條第一項第三十一号中「国有鐵道調停委員會」を「公共企業体調停委員會」に改める。

附則
第四條第一項第三十一号中「国有鐵道調停委員會」を「公共企業体調停委員會」に改める。

附則
第四條第一項第三十一号中「国有鐵道調停委員會」を「公共企業体調停委員會」に改める。

附則
第四條第一項第三十一号中「国有鐵道調停委員會」を「公共企業体調停委員會」に改める。

附則
第四條第一項第三十一号中「国有鐵道調停委員會」を「公共企業体調停委員會」に改める。

を公共企業体等仲裁委员会に改め、同項第三十二号中「公共企業体仲裁委员会」を「公共企業体等仲裁委员会」に改める。

第四十四号の五までを次のように改める。

四十四の二 航空機の登録をすること。

四十四の三 航空機及びその装備品の証明及び検査をすること。

四十四の四 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員の免許をすること。

四十四の五 航空機の操縦の練習の許可をすること。

第四條第一項第四十四号の五の次に次の四号を加える。

四十四の五 航空機の操縦の練習の許可をすること。

四十四の六 航空路を指定をすること。

四十四の七 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、許可し、及び必要な命令をすること。

四十四の八 航空交通管制制及び航空交通管制制を指定し、並びに航空機の航行について許可し、承認し、及び指示を與えること。

四十四の九 航空運送事業及び航空機使用事業を免許し、又は許可し、並びにこれらの事業の業務に關し許可し、認可し、又は必要な命令をすること。

第四條第一項中第五十一号を削り、第五十二号を第五十一号とし、第五十三号から第六十号までを削り、第六十一号を第五十三号とする。

第十九條第一項中「六局」を「七局」

に、「自動車局」を「航空局」に改め、同條に次の一項を加える。

第二十一條第一項中「官房長一人」の下に「及び觀光監一人」を、第二十二條第一項第二十一号から第二十四号までに掲げる事務を除く。を加え、同項の次に次の一項を加える。

三 觀光監は、命を受けて第二十二條第一項第二十一号から第二十四号までに掲げる事務を掌理する。

第二十一條の次に次の一條を加える。

第二十一條の二 鉄道監督局、自動車局及び航空局に、それぞれ次長一人を置く。

二 次長は、局長を助け、局務を整理する。

第二十二條第一項第九号中「氣象」を「氣象業務」に改め、同号の次に次の二号を加える。

九の二 水路業務に關すること。

九の三 航路標識の業務に關すること。

第二十二條第一項第十六号の次に次の四号を加える。

十六の二 運輸に關する基本的政策及び計画を樹立すること。

十六の三 運輸省の所掌事務に關する物資に關する基本的な政策及び計画に關すること。

十六の四 運輸省の所掌事務に關する價格等の統制に關すること。

十六の五 運輸省の所掌事務に關する外國為替予算案の作成の準備に關すること。

第二十二條第一項第十七号を次のように改める。

十七 都市における交通調整に關すること。

第二十二條第一項第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 通訳案内業に關すること。

第二十三條第三項を削る。

第二十三條第一項を次のように改める。

一 海運局、船舶局、船舶局及び港務局の所掌に屬する事務の総合調整に關すること。

二 旅客定期航路事業の免許、許可又は認可に關すること。

三 定期航路事業における運賃及び料金に關すること。

四 標準木船運賃、標準回漕料又は標準木船貨賃料の設定に關すること。

五 船舶の譲渡、譲渡、借受及び貸渡の許可に關すること。

六 水上運送事業における補償に關すること。

七 木船相互保險組合の認可に關すること。

八 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に關すること。

九 水上運送の用に供する物資の需給の調査に關すること。

十 海難救助の制度の調査及び企画立案に關すること。

十一 海難の調査（海難審判庁の行うものを除く）に關すること。

十二 水先に関するもの（船員局の所掌に屬するものを除く）。

十三 航法及び船舶交通に關する信号方法に關する制度の調査及び企画立案に關すること。

十四 港則に關する制度の調査及び企画立案に關すること。

十五 企圖立案に關すること。

十六 海事代理士に關すること。

十七 海事思想の普及及び宣伝に關すること。

十八 前各号に掲げるものの外、水上運送事業及び水上運送一般の発達、改善及び調整に關すること。

第二十三條第三項を削る。

第二十三條第一項を次のように改める。

一 海運局、船舶局、船舶局及び港務局の所掌に屬する事務の総合調整に關すること。

二 旅客定期航路事業の免許、許可又は認可に關すること。

三 定期航路事業における運賃及び料金に關すること。

四 標準木船運賃、標準回漕料又は標準木船貨賃料の設定に關すること。

五 船舶の譲渡、譲渡、借受及び貸渡の許可に關すること。

六 水上運送事業における補償に關すること。

七 木船相互保險組合の認可に關すること。

八 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に關すること。

九 水上運送の用に供する物資の需給の調査に關すること。

十 海難救助の制度の調査及び企画立案に關すること。

十一 海難の調査（海難審判庁の行うものを除く）に關すること。

十二 水先に関するもの（船員局の所掌に屬するものを除く）。

十三 航法及び船舶交通に關する信号方法に關する制度の調査及び企画立案に關すること。

十四 港則に關する制度の調査及び企画立案に關すること。

十五 企圖立案に關すること。

十六 海事代理士に關すること。

十七 海事思想の普及及び宣伝に關すること。

十八 前各号に掲げるものの外、水上運送事業及び水上運送一般の発達、改善及び調整に關すること。

十六 前各号に掲げるものの外、水上運送事業及び水上運送一般の発達、改善及び調整に關すること。

第二十三條第三項を削る。

第二十三條第一項を次のように改める。

一 海運局、船舶局、船舶局及び港務局の所掌に屬する事務の総合調整に關すること。

二 旅客定期航路事業の免許、許可又は認可に關すること。

三 定期航路事業における運賃及び料金に關すること。

四 標準木船運賃、標準回漕料又は標準木船貨賃料の設定に關すること。

五 船舶の譲渡、譲渡、借受及び貸渡の許可に關すること。

六 水上運送事業における補償に關すること。

七 木船相互保險組合の認可に關すること。

八 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に關すること。

九 水上運送の用に供する物資の需給の調査に關すること。

十 海難救助の制度の調査及び企画立案に關すること。

十一 海難の調査（海難審判庁の行うものを除く）に關すること。

十二 水先に関するもの（船員局の所掌に屬するものを除く）。

十三 航法及び船舶交通に關する信号方法に關する制度の調査及び企画立案に關すること。

十四 港則に關する制度の調査及び企画立案に關すること。

十五 企圖立案に關すること。

十六 海事代理士に關すること。

十七 海事思想の普及及び宣伝に關すること。

十八 前各号に掲げるものの外、水上運送事業及び水上運送一般の発達、改善及び調整に關すること。

第二十三條第三項を削る。

第二十三條第一項を次のように改める。

一 海運局、船舶局、船舶局及び港務局の所掌に屬する事務の総合調整に關すること。

二 旅客定期航路事業の免許、許可又は認可に關すること。

三 定期航路事業における運賃及び料金に關すること。

四 標準木船運賃、標準回漕料又は標準木船貨賃料の設定に關すること。

五 船舶の譲渡、譲渡、借受及び貸渡の許可に關すること。

六 水上運送事業における補償に關すること。

八 航空路の指定に關すること。

九 航空路の調査及び航空路誌の編集に關すること。

十 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に關すること。

十一 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に關すること。

十二 航空交通の安全に關すること。

十三 航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に關すること。

十四 前号に掲げる事業の運賃及び料金に關すること。

十五 航空機の事故調査に關すること。

十六 所掌事務に係る工業品等についての工業標準に關すること。

十七 所掌事務に關する事業の発達、改善及び調整に關すること。

十八 前各号に掲げるものの外、航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に關すること。

十九 航空機の操縦の練習の許可に關すること。

二十 航空機の登録に關すること。

二十一 航空機の検査に關すること。

二十二 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員の免許に關すること。

二十三 航空機の操縦の練習の許可に關すること。

二十四 航空機の登録に關すること。

二十五 航空機の検査に關すること。

二十六 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員の免許に關すること。

二十七 航空機の操縦の練習の許可に關すること。

二十八 航空機の登録に關すること。

二十九 航空機の検査に關すること。

三十 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員の免許に關すること。

三十一 航空機の操縦の練習の許可に關すること。

三十二 航空機の登録に關すること。

三十三 航空機の検査に關すること。

三十四 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員の免許に關すること。

三十五 航空機の操縦の練習の許可に關すること。

三十六 航空機の登録に關すること。

百五十七号)第三十九條の海運局の長をいう。以下同じ。を加え、「公共船員職業安定所の指揮監督に関する基準の制定、」を削る。

第八條及び第九條を次のように改める。

第八條及び第九條 削除

第十條中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う船員の職業の安定に関する業務」に、「公共船員職業安定所において」を「海運局において」に改める。

第十一條及び第十三條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。

第十五條中「公共船員職業安定所長」を「海運局長」に、「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。第十六條から第二十一條まで、第二十三條から第二十五條まで及び第二十九條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。第四十三條、第四十四條、第四十六條及び第五十八條中「公共船員職業安定所長」を「海運局長」に改める。

第六十一條中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う船員の職業の安定に関する業務」に改める。第六十七條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。

178 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に改める。

第二條から第五條まで中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。第七條中「海上保安庁又はその管区海上保安本部若しくはその事務所」を「運輸省又はその出張所」に改める。第八條第二項中「海上保安官」を「運輸大臣」に改める。

第十三條第四号中「運輸大臣」に「を削る」。

第十四條中「又は海上保安官」を「を削る」。

第十五條前段中「運輸大臣」を「削り、同條後段を削る」。

189 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に改める。

第七條第二項中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

第十三條中「海上保安庁」を「保安庁」に改める。

第二十五條第三項を削る。

第二十六條中「海上保安監督その他の管区海上保安本部の事務所(以下「管区海上保安本部の事務所」という。))」を「海運局若しくはその支局又はこれらの出張所」に改める。第二十七條及び第二十八條中「管区海上保安本部の事務所」を「海運局若しくはその支局又はこれらの出張所」に改める。第三十一條第一項中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

10 昭和二十七年八月一日から第一項に規定する別の法律で定める日までの間は、水先法第十三條中「海上保安庁」とあるのは、「海上保安庁及び保安庁」と読み替へるものとす。

1911 水路業務法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に、「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

第四條の二中「その他の航空に関する図誌」の下に「(航空路誌を除く。)」を加える。第二十七條中「運輸大臣」を「削る」。

1012 船舶職員法(昭和二十六年法律第四百九十九号)の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に、「海上保安庁」を「運輸省」に、「海上保安審議会」を「海上安全審議会」に改める。第二十五條中「運輸大臣」を「削る」。

1113 航空法(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

「航空庁長官」を「運輸大臣」に改める。

第三百三十五條の表の下欄中「航空庁」を「運輸省」に改める。

第三百三十七條中「行政官庁」を「運輸大臣」に改め、「運輸大臣」を「削る」。

1214 気象業務法の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「航空庁長官を経て」を「削る」。

第十五條第一項及び第五項中「航空庁」を「運輸省」に改める。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付す。

昭和二十七年七月二十五日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林 義治殿

(小字及び一は参議院修正)

国家行政組織法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「法務府」を「削る、同條第四項中「別表第一」を「別表一」に改める。

昭和二十七年七月二十九日 衆議院會議録第六十八号 通商産業省設置法案(参議院回付)外九件

第七條第三項中「課の設置を(課その他課に準ずるものを含む。以下本項において同じ。の設けに)各大臣又は各外局の長が、を「政令」に改める。

第十二條第一項中「法務府令」を「削る」。

第十七條第一項中「法務府」を「削る」。

第十八條第一項中「法務府及び」を「削る」。

第二十二條を削り、第二十二條の二を第二十二條とする。

第二十四條の二第一項中「昭和二十七年七月三十一日までは」を「当分の間」に、「府、省又は本部」を「府又は省」に改め、第二項及び第四項を削り、同條第三項中「第二項」を「前項」に改め、同項を第二項とする。

第二十四條を削り、第二十四條の二を第二十四條とする。

別表第一

府又は省	委員	庁
総理府	公正取引委員会	宮内庁
	国家公安委員会	行政管理局
	土地調整委員会	北海道開発庁
	国家人事委員会	自治庁
法務省	司法試験管理委員会	保安庁
	公安審査委員会	経済審議庁
外務省		公安調査庁
大蔵省		国税庁
文部省	文化財保護委員会	
厚生省		
農林省		食糧庁
		林野庁
		水産庁
通商産業省		特許庁
		中小企業庁
運輸省	船舶労働委員会	海難審判庁
	捕獲審検再審査委員会	
郵政省		
労働省	中央労働委員会	
	公共企業体労働委員会	
	公共企業体中央調停委員会	
	公共企業体地方調停委員会	
建設省	首都建設委員会	

三三〇

て国会法第八十三條によりここに回
付する。

昭和二十七年七月二十五日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林 讓治殿

(小字及び一は参議院修正)

行政機關職員定員法の一部を改
正する法律案の一部を次のように
修正する。

第二條第一項の表を次のように改
める。

大蔵省	本省 國稅庁	計	七六、〇六六 二四、〇六六 五一、〇三二	七六、〇六六 二四、〇六六 五一、〇三二
文部省	本省 文化財保護委員會	計	六二、六二二 六二、六二〇 四五〇人	六二、六二二 六二、六二〇 四五〇人 うち六一、〇二一人は 國立學校の職員とす る。
厚生省	本省	計	六三、〇七一 四六、二七五	六三、〇七一 四六、二七五
農林省	本省 食糧庁 林野庁 水産庁	計	七六、〇九一 二五、八四五 二八、二三三 三二、一八八 一、五〇二 一、五〇〇人	七六、〇九一 二五、八四五 二八、二三三 三二、一八八 一、五〇二 一、五〇〇人
通商産業省	本省 特許庁 中小企業庁	計	一三、四二二 二三、五七二 六七二 一六六人	一三、四二二 二三、五七二 六七二 一六六人
運輸省	本省 船員労働委員會 捕獲審檢再審査委員會 海難審判庁	計	一七、六三九 一七、六三五 五四人 五人 一五一	一七、六三九 一七、六三五 五四人 五人 一五一
郵政省	本省 中央労働委員會 公共企業体〇等 員會	計	二四九、六九四 一九、九八五 九〇人 一六人	二四九、六九四 一九、九八五 九〇人 一六人

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 調達庁及び行政管理庁において

はこの法律施行の際現在に在職する職員のうち改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の定員をこえる員数の職員は、昭和二十八年三月三十一日までの間は、定員の外に置くことができる。

3 改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年九月三十日までの間は、通商産業省の本省の職員の定員は、三千八百六十九一万四千三十一人とし、同

年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、通商産業省の本省の職員の定員は、一万三千七百五十人とする。

昭和二十七年十二月三十一日まで
の間は、二百十五人以内の職員を
前項の定員の外に置くことができ
る。

改正後の行政機関職員定員法第二條第一項
の規定にかかわらず、昭和二十七年八月
一日から海上公安局法（昭和二十七年法律

百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とする。

議長(岩本信行君)　まず通商産業
設置法案の参議院回付案、通商産業
設置法の施行に伴う関係法令の整理
肉する法律案の参議院回付案の両案
括して採決いたします。両案の参
議院の修正に同意の諸君の起立を求め

〔賛成者起立〕
議長（岩本信行君） 起立少数。よ
うして本案とも参議院の修正に同意せざ
ることに決しました。

とします。本案の参議院の修正に同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（岩本信行君） 起立少数。よゝと参議院の修正に同意せざることになりました。

部を改正する法律等の施行に伴う
陳法令の整理に関する法律案の参議院回付案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、二つの法案を一括して採決いたしました。両案の参議院の修正に同意の諸

副議長（岩本信行君）起立少数。よ

〔起立者なし〕
副議長（岩本信行君） 起立者はありません。よつて本案とも参議院の修正に賛同せざることに決しました。

次に運輸省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案につき採決いたします。本案の参議院の修正に同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君） 起立少数。よつて参議院の修正に同意せざることに決しました。

次に国家行政組織法の一部を改正する法律案の参議院回付案、行政機関職

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君） 起立少数。よつて両案とも参議院の修正に同意せざしめます。両案の参議院の修正に同意の議員定員数の一部を改正する法律案の参議院回付案の両案を一括して採決いたします。両案の参議院の修正に同意の

ることに決しました。

—

○山本猛夫君 憲法第五十九條第三項及び国会法第八十四條第一項の規定により、通商産業省設置法案、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理

に關する法律案、農林省設置法等の一部を改正する法律案、大藏省設置法の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案、保安庁法案、海上公安局法案、運輸省設置法

の一部分を改正する法律案 国家行政組織法の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の十案について両院協議会を求められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ
つて両院協議会を求めることに決ま
した。

選挙は、その系統を省略して、議長に

○山本猛夫君 両院協議会協議委員の

○副議長(岩本信行君) これより両院

協議会協議委員の選挙を行います。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議
に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと
おいて、あたち指定されたことを望み
ます。

認めます。よつて協議委員は議長において指名するに決しました。ただちに指名いたします。

通商産業省設置法案外九件両院協議会協議委員

倉石 忠雄君	福永 健司君
田中 元君	西村 久之君
八木 一郎君	青木 正君
江花 譯君	小坂善太郎君
池田正之輔君	木村 公平君

諸君は、後刻議長宅候至り御参集の
 ために指名いたしました協議委員

上、議長、副議長おの／＼一名を互選せられんことを望みます。

第四十三 未復員者給與法等の一部を改正する法律案（参議院提出）

○山本猛夫君 議事日程順序変更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、日程第四十三を繰上げ上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（岩本信行君） 山本君の動議

に從異議ありせんか
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程の順序は変更せられませんでした。
 日程第四十三、未復員者給與法等の二部を改正する法律案を議題といたしました。

未復員者給與法等の一部を改正する法律案
未復員者給與法等の一部を改正する法律案

第一條 未復員者給與法(昭和二十二年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

第七條中「及び連合国軍の命令する法律

により戦争犯罪人として処刑され
た者」を削る。

第二條 特別未帰還者給與法(昭和
二十三年法律第二百七十九号)の
一部を次のように改正する。

第一條中「同様の実情にあるも

昭和二十七年七月二十九日 衆議院會議録第六十八号 議長の報告

の「下」及び日本国との平和條約第十一條に掲げる裁判により拘禁されている者」を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月二十八日から適用する。

未復員者給與法等の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十七年六月二十日
衆議院議長 佐藤 尚武

未復員者給與法等の一部を改正する法律案に対する修正案
未復員者給與法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二條 特別未帰還者給與法(昭和二十三年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の一條を加える。

附則に次の但書を加える。

但し、昭和二十七年四月分の俸給及び扶養手当は、日割計算によつて支給する。

未復員者給與法等の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

「高間松吉君登壇」
○高間松吉君 たいだいま議題となりまして未復員者給與法等の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は参議院提出にかかるものであります。従来未復員者給與法の規定によりまして、元の陸海軍に属している者であつても、戦争犯罪人

たは戦争犯罪人容疑者として逮捕、拘留、処刑された者には俸給、扶養手当及び帰郷旅費は支給されないこととなつておつたのであります。今回平和條約の効力発生に伴ひまして、同法中の戦争犯罪人として差別扱いをしないこととするともに、戦争犯罪人の中には旧陸海軍に属してゐない者及び内地において拘禁中の者があつて、未復員者給與法の改正だけではすべてが救済されませんので、これらの者は、特別未帰還者給與法を改正して特別未帰還者の中に包含させ、未復員者と同じ取扱ひを受けることができ

た。本案につきましては、六月二十四日、提案者、参議院議員大谷繁潤君より提案理由の説明を聴取し、同二十七日、厚生委員会並びに海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会と連合審査を行い、慎重審議したのではありませんが、質疑応答の詳細については速記録に譲ることとした

次いで、昨二十八日質疑を打ち切りましたところ、自由党の小山規君より修正案が提出されました。修正点は二箇所でありまして、第一点は、原案の改正規定によりまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法との関係上、戦争犯罪人の遺族に對し申慰金が支給される結果となるのであります。この際といつたしましては、戦争犯罪人に對し遺族等援護法の適用を排除することが適当と認められますので、右についての所要の修正を行ふこととしたのであります。第二点は、本案は本年四月二十八日にさかのほつて適用されることとなつておりましたので、四月分の俸給及び扶養手当につきましては日割計算によつて支給することと法律に明らかに規定することとしたのであります。次いで、討論を省略の上、修正案及び修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、起立議員をもつて修正議決いたしました。

右御報告申し上げました。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 採決いたしました

す。本案の委員長の報告は修正であり、本案は委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

○山本猛夫君 この際暫時休憩せられんことを望みます。 山本君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。

この際暫時休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

〔休憩の後には會議を開くに至らなかつた〕

出席閣僚大臣 通商産業大臣 高橋龍太郎君 出席政府委員 大蔵政務次官 西村 直己君

朗読を省略した報告

一、昨二十八日の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

国会職員法等の一部を改正する法律

一、昨二十八日本院は公正取引委員会委員長に横田正俊君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨二十八日本院は次の内閣提出案(参議院回付)につき参議院に對して両院協議會を開くことを求めた。

日本電信電話公社法案
労働関係調整法等の一部を改正する法律案
地方公営企業労働関係法案

一、昨二十八日協議委員長副議長互選の結果次の通り当選した。

日本電信電話公社法案両院協議會協議委員長 倉石 忠雄君

副議長 西村 久之君

労働関係調整法等の一部を改正する法律案外 倉石 忠雄君

地方公営企業労働関係法案 倉石 忠雄君

一、昨二十八日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

一、昨二十八日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

一、昨二十八日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

一、昨二十八日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

一、昨二十八日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

一、昨二十八日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

一、昨二十八日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

一、昨二十八日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

一、昨二十八日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

参議院事務総長宛、本院は日本電信電話公社法案両院協議會の協議委員に次の者を選舉した旨参議院に通知した。

橋本登美三郎君 西村 久之君

田中 重彌君 井手 光治君

村上 勇君 田淵 光一君

池田正之輔君 倉石 忠雄君

一、昨二十八日大池事務総長から近藤参議院事務総長宛、本院は労働関係調整法等の一部を改正する法律案外一件両院協議會の協議委員に次の者を選舉した旨参議院に通知した。

鈴木 正文君 西村 久之君

島田 未信君 船越 弘君

天野 公義君 金原 舜二君

小金 義昭君 柳澤 義男君

福永 健司君 倉石 忠雄君

一、昨二十八日大蔵委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 高間 松吉君(理事奥村又十郎君昨二十八日理事辞任につきその補欠)

一、昨二十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

一、昨二十八日予備審査のため次の本院職員提出案の一部を改正する法律案(公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出))

一、昨二十八日参議院送付の次の同院提出案を参議院に回付した。

一、昨二十八日参議院から回付された公営住宅法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日参議院から回付された産業教育振興法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会職員法等の一部を改正する法律案

一、昨二十八日提出した緊急質問は次の通りである。

最近における水害等に対する政府の政策に関する緊急質問(田中誠之進君提出)

業富山支局の設置に關し承認を求めた。 一、昨二十八日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

一、昨二十八日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

一、昨二十八日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

一、昨二十八日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

一、昨二十八日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

一、昨二十八日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

一、昨二十八日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

定価 一部 十 円
(送料別)
発行所 東京新報社市谷本町一五
電話九段側三〇〇五
郵便東京一九〇〇〇官報課